第４次

いしかわ食育推進計画

令和４年度～令和８年度

令和４年３月

石　川　県

はじめに

食は私たちが生きていくために欠かせないものです。そして、健康で心豊かな生活を送るためには、健全な食生活を日々実践し、おいしく楽しく食べること、またそれを支える社会や環境を持続可能なものにしていくことが重要です。

私たちの食生活は、かつての食料不足の時代から一転、高度経済成長期を経て、いわゆる飽食の時代となり、豊富な食べ物が簡単に手に入る様になりました。

その一方で、食生活の乱れや偏食による生活習慣病の増加、核家族化やライフスタイルの変化に伴う孤食化、貧困等の状況におかれている子どもの栄養の確保など、食に関わる様々な問題が指摘されており、私たち一人ひとりが食に関する知識や理解を深め、食べ物を選ぶ力を身につける「食育」の推進がますます求められています。

こうした中、石川県では、平成19年に策定した「いしかわ食育推進計画」について、これまで２度の改定を行い、食育の推進に取り組んでまいりました。その結果、食育推進のボランティア活動等への参加者や、日頃郷土料理を食べている県民が増加するなど、一定の成果が上がりつつありますが、若い世代の食に対する関心の低さや、食習慣の乱れ等に伴う健康への悪影響など、依然として様々な課題があります。

更に、国連において掲げられた「ＳＤＧｓ（持続可能な開発目標）」の実現にも繋がる、食品ロスの削減や地場産物の活用など環境負荷の低減にも寄与する取り組みや、ＩＣＴ等のデジタル技術の活用など、時代の要請に応じた取り組みも求められております。

こうしたことも踏まえ策定した本計画では、子どもの頃から食に関する正確な知識を提供することで、健全な食生活を実現し、生涯にわたって健康であるとともに、豊かな人間性を育んでいくことを目指しています。

本県の素晴らしい食材や食文化を活かし、食育を通して県民の皆さんの健康づくりにつなげていきたいと考えており、県民の皆様の格別のご理解とご協力をお願い申し上げます。

最後に、本計画の策定にあたり、貴重なご意見、ご提案を頂きました、いしかわ食育推進委員会の委員の皆様をはじめ、関係各位に対し、厚く御礼を申し上げます。

令和４年３月

石　　川　　県

目　　次

第1章　計画策定の趣旨等

1 計画策定の趣旨 …… 1
2 計画の位置づけ …… 1
3 計画の期間 …… 2
4 計画の策定過程における県民意見等の反映 …… 2

第2章　食をめぐる現状とこれまでの取り組みに対する評価

1 食をめぐる現状 …… 3
2 これまでの取り組みに対する評価 …… 16

第3章　計画の基本的な考え方

1 目指す姿 …… 20
2 重点課題 …… 22

第4章　計画の具体的な内容

1 計画の施策体系 …… 24
2 施策の方向性 …… 25
　目的１　未来を担う子どもの健全な身体を培い、豊かな心を育む …… 25
　　(1) 家庭における食育の推進 …… 25
　　(2) 保育所、認定こども園、幼稚園、学校等における食育の推進 …… 27
　目的２　地域の食を次世代に伝え、地域社会の活性化を図る …… 28
　　(3) 石川の伝統的な食文化の継承 …… 28
　　(4) 消費者と生産者等との交流を通じた地産地消の推進 …… 29
　目的３　県民一人ひとりが、健全な食生活を実践する力を身につける …… 31
　　(5) 個人が取り組む食育の推進 …… 31
　　(6) 食育を支える地域環境づくり …… 33
3 計画の数値目標 …… 37

第5章　計画の推進体制

1 推進体制 …… 39
2 各主体の役割 …… 39

参考資料

1 各ライフステージにおける特徴と目標 …… 41
2 県の食育の主な取り組み …… 42
3 いしかわ食育推進委員会 構成委員 …… 48
4 いしかわ食育推進委員会 設置要綱 …… 49

第１章　計画策定の趣旨等

１　計画策定の趣旨

本県では、県民一人ひとりが生涯にわたって食を考える習慣を身につけ、食を大切にする心を持ち、心身ともに健康で、豊かな人間性を育むことができることを目指して、平成１９年に「いしかわ食育推進計画」を策定し、以後５年ごとに見直しを行いながら、食育の推進に取り組んできました。

しかしながら、依然として若い世代の食に対する関心の低さや、食習慣の乱れ等に伴う健康への影響をはじめ、食にかかわる多くの課題があることから、引き続き、食育に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、「第４次いしかわ食育推進計画」を策定しました。

（参考）

～国の動き～		～県の動き ～	
H17.7 「食育基本法」施行			
H18.3 「食育推進基本計画」策定	（H18～22年度）	H19.3 「いしかわ食育推進計画」策定	（H19～23年度）
H23.3 「第2次食育推進基本計画」策定	（H23～27年度）	H24.5 「第2次いしかわ食育推進計画」策定	（H24～28年度）
H28.3 「第3次食育推進基本計画」策定	（H28～Ｒ2年度）	H29.3 「第3次いしかわ食育推進計画」策定	（H29～R3年度）
R3.3 「第4次食育推進基本計画」策定	（R3～7年度）	R4.3 「第4次いしかわ食育推進計画」策定	（R4～8年度）

２　計画の位置づけ

- 本計画は、食育基本法第１６条第１項に定められた第４次食育推進基本計画（令和３年３月策定）を基本としつつ、同法第１７条第１項に定められた都道府県食育推進計画として、石川県が作成するものです。

- 本計画は、子どもの心身の健康を図るために、いしかわ子ども総合条例第７６条第1項に定められた石川県食育推進計画として作成するものです。

- 本計画は、いしかわ子ども総合条例に基づく「いしかわエンゼルプラン」や健康増進法に基づく「いしかわ健康フロンティア戦略」等と整合的に策定します。

- 本計画は、県民がそれぞれの家庭、職場、地域等において自発的に食育に取り組むとともに、その実践を促すため、県内の行政・教育・健康・福祉・農林漁業・食品関連事業に係る関係者・団体・事業者等が取り組むべき内容を定めたものです。

◇食育基本法（抜粋）
（都道府県食育推進計画）
第１７条　都道府県は、食育推進基本計画を基本として、当該都道府県の区域内における食育の推進に関する施策についての計画（以下「都道府県食育推進計画」という。）を作成するよう努めなければならない。

◇いしかわ子ども総合条例（抜粋）
（食育の推進）
第１７条　県は、子どもが健全な食生活に必要な知識及び判断力を身に付けるとともに、食に関する感謝の念や理解を深め、豊かな人間性をはぐくむよう、家庭、学校及び地域において、本県の豊かな自然や伝統文化を生かした食育の推進に努めるものとする。
（石川県食育推進計画）
第７６条　県は、食育基本法（平成１７年法律第６３号）第１７条第１項に規定する食育の推進に関する施策についての計画（以下この条において「石川県食育推進計画」という。）を策定するものとする。

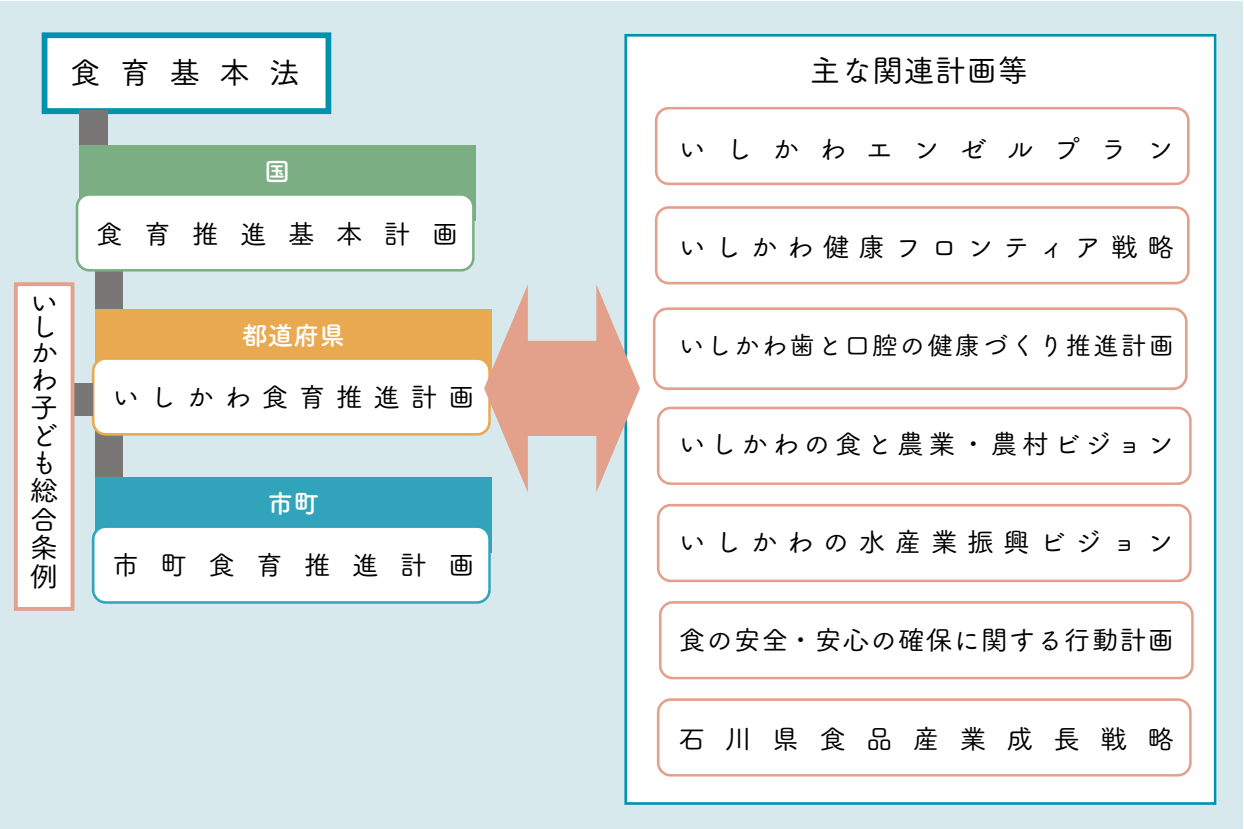

3　計画の期間

令和４年度から令和８年度までの５年間とします。

4　計画の策定過程における県民意見等の反映

令和 ３年 １月	「食育に関する県民意識調査」の実施
令和 ３年 ６月３０日	第１回いしかわ食育推進委員会
令和 ３年 ９月３０日	第２回いしかわ食育推進委員会
令和 ４年 １月１８日	石川県子ども政策審議会
令和 ４年 １月２８日	第３回いしかわ食育推進委員会
令和 ４年 ２月～３月	パブリックコメントの実施

第２章　食をめぐる現状とこれまでの取り組みに対する評価

１ 食をめぐる現状

(1)世帯構造の変化

ア 人口の推移

本県の人口は平成17年に減少に転じ、今後も減少が続くと推計されています。

年少人口と生産年齢人口が減少する一方で、老年人口が増加し、令和17年には老年人口は年少人口の約3倍になると予測されています。

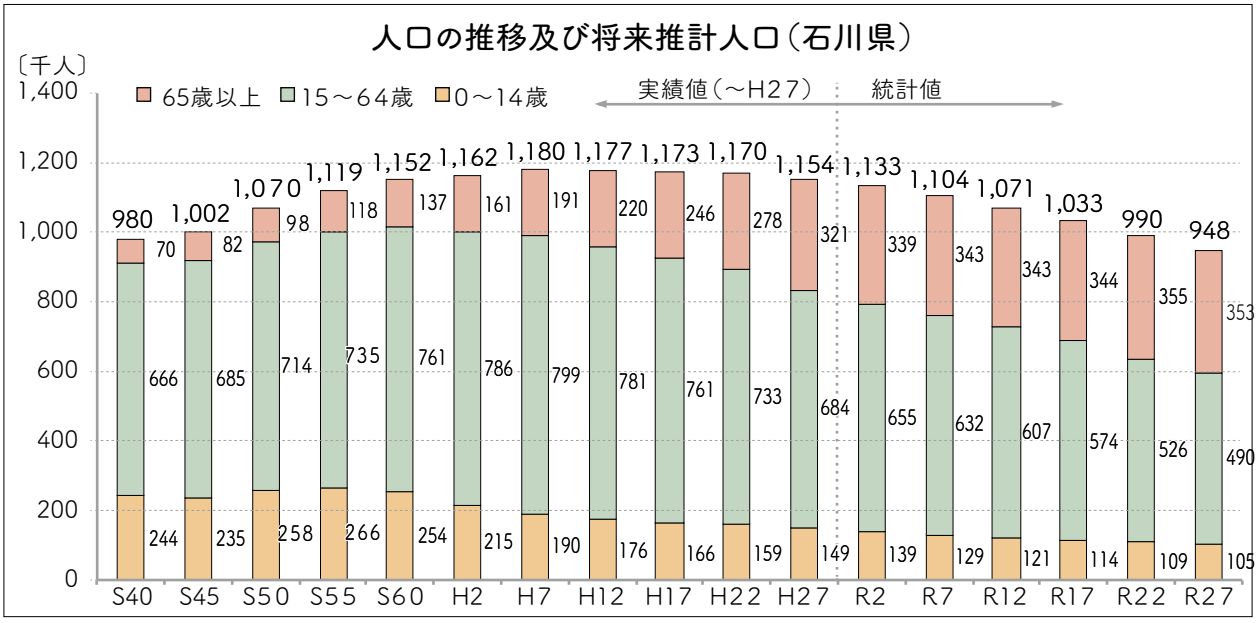

出典：総務省「国勢調査」、国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口」（平成３０年３月推計）

イ 世帯構造の変化

世帯構造については、核家族が約６割を占め、三世代世帯が減少しています。

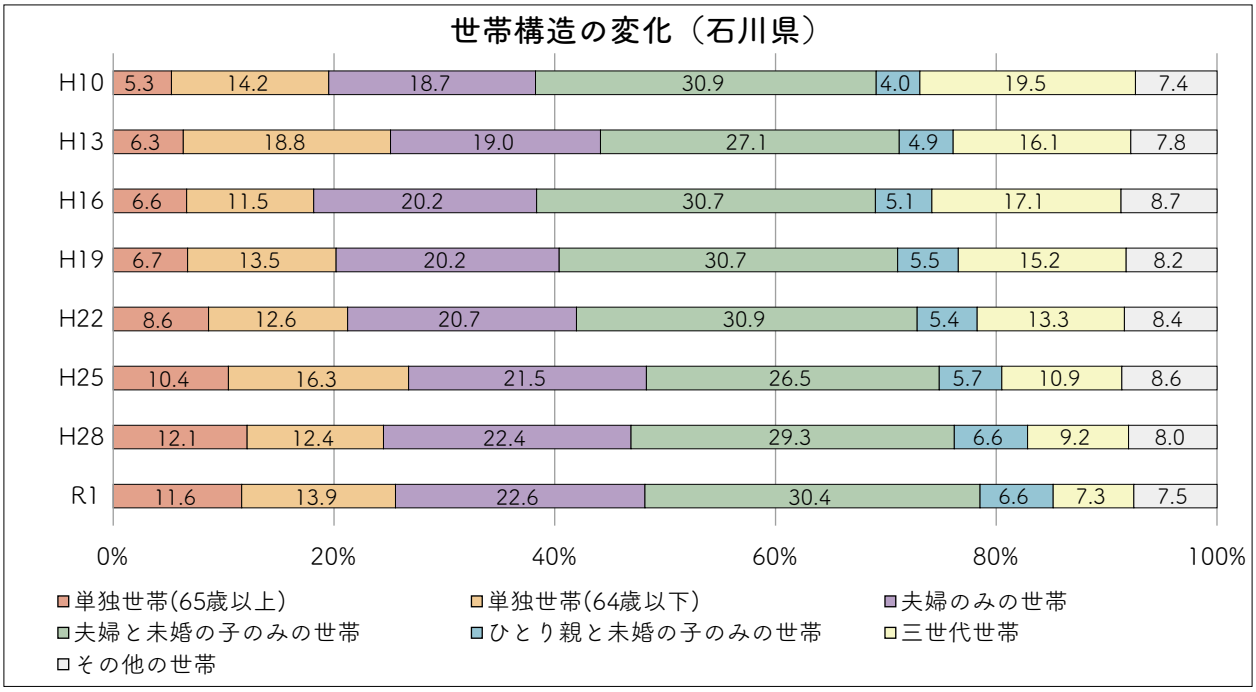

出典：厚生労働省「国民生活基礎調査」

(2)健康寿命に関する状況

ア 健康寿命の推移

日常生活が制限されることなく生活できる期間を示す健康寿命は、令和元年時点で男性が73.08歳、女性が75.90歳となっており、男女とも全国より高く推移しています。

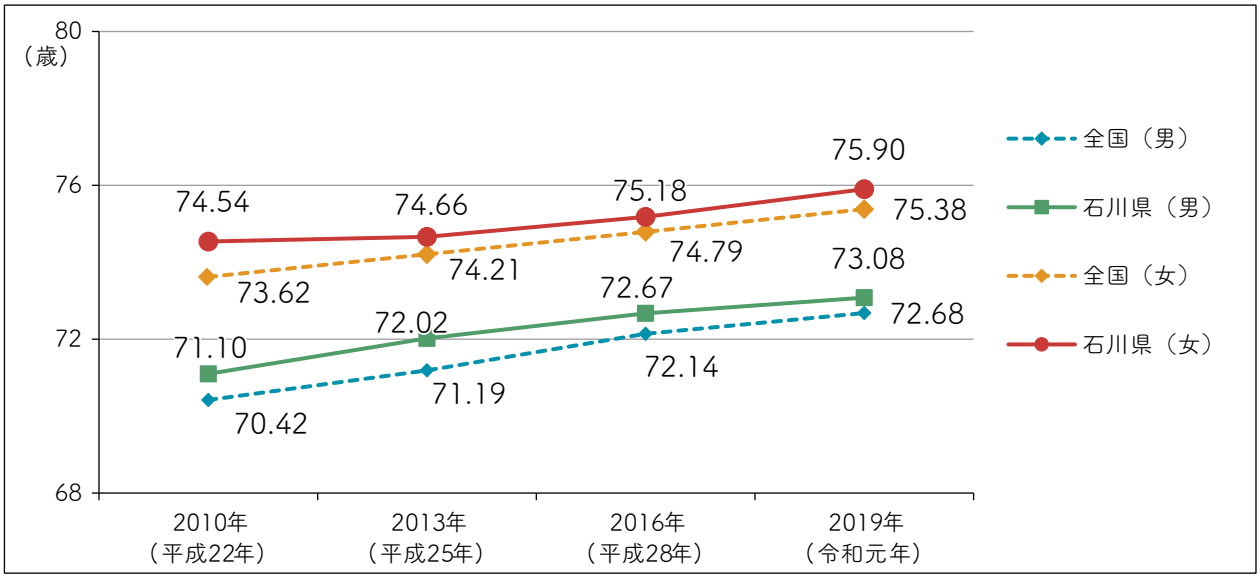

出典：厚生労働科学研究「健康寿命及び地域格差の要因分析と健康増進対策の効果検証に関する研究」
「健康日本 21（第二次）の総合的評価と次期健康づくり運動に向けた研究」

(3)食環境に関する状況

ア 世帯類型別の食料支出割合

外食及び加工食品、生鮮食品別に食料支出の構成割合を見ると、全世帯において生鮮食品から加工食品への移行が進んでおり、今後も食の外部化が進展すると見込まれています。特に、単身世帯で、その進展は著しいと予想されます。

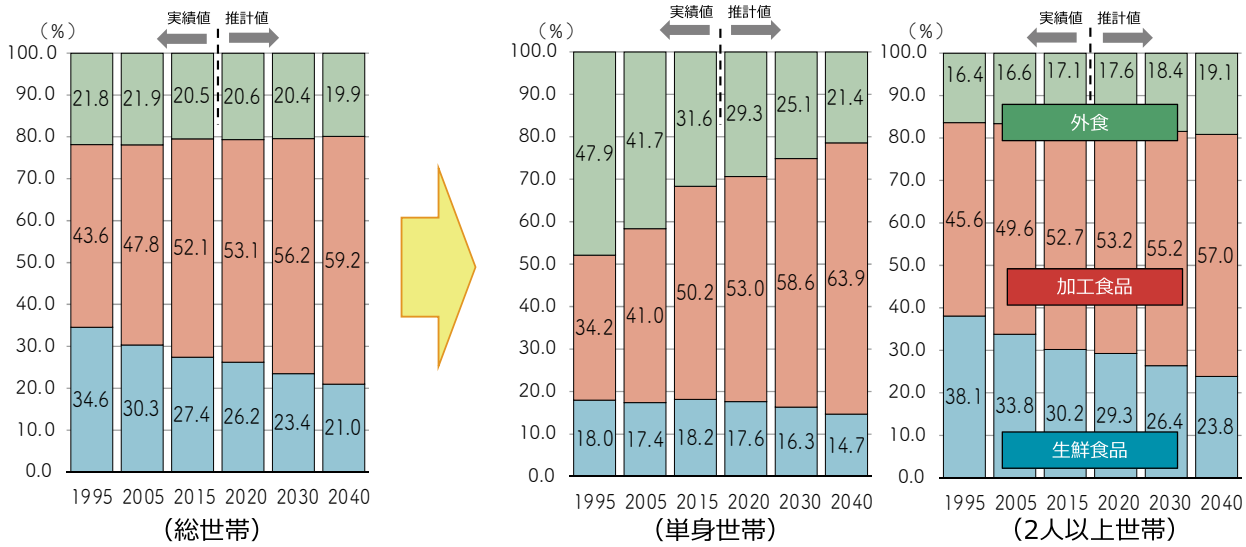

注(1) 2015 年までは、「家計調査」、「全国消費実態調査」等より計算した実績値。2020 年以降は推計値。
(2) 生鮮食品は、米、生鮮肉、牛乳、卵、生鮮果物の合計。加工食品は、生鮮食品と外食以外の品目。

出典：農林水産政策研究所「我が国の食料消費の将来推計（2019 年版）」を一部改変

イ 食料自給率

食料自給率は、カロリーベースで47％（令和元年度概算値）と、全国（38％（同））に比べ、高くなっています。また、全国順位は近年21位で横ばいです。

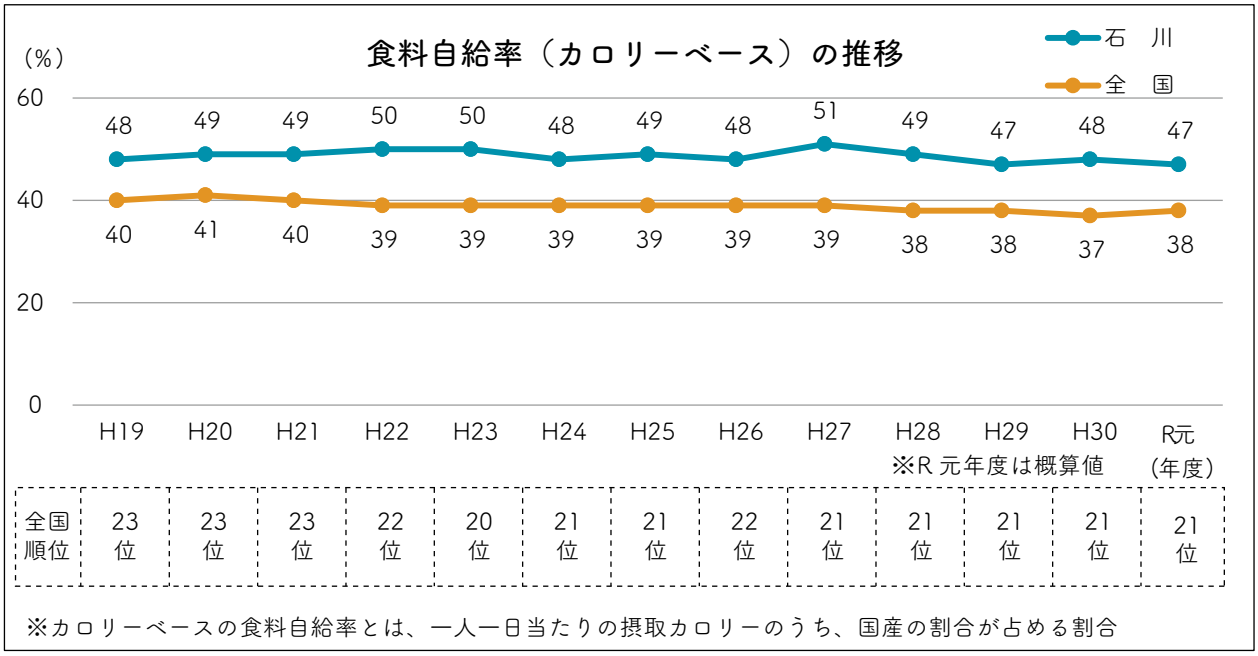

出典：農林水産省「都道府県別食料自給率の推移」

(4)栄養・食生活に関する状況

ア 成人の食塩と野菜の平均摂取量(男女別)

成人の1日当たりの食塩摂取量は、平成28年度調査時点で男性11.9g、女性10.4gであり、平成23年度調査とほぼ同量となっています。厚生労働省が定めた「日本人の食事摂取基準（2020年版）」における食塩相当量の目標量（男性7.5g/日未満、女性6.5g/日未満）と比べて高い状況にあります。

また、成人の１日当たりの野菜摂取量は、平成28年度調査時点で男性324.6g、女性309.3gであり、平成23年度調査と比較して男女とも増加していますが、「健康日本21（第二次）」（厚生労働省）における野菜の摂取目標量である1日当たり350g以上より少ない状況です。

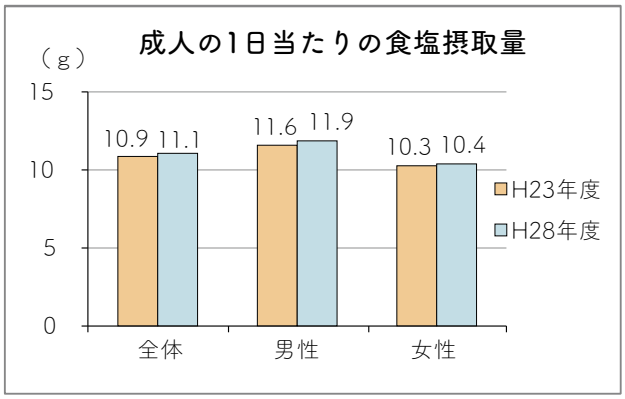

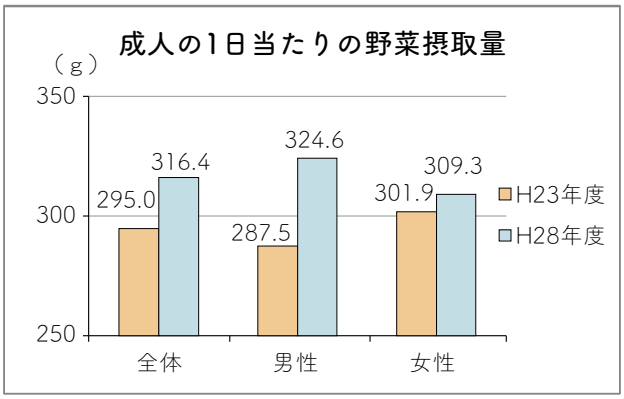

出典：石川県「県民健康・栄養調査」

イ 成人の体格（男女別、年代別）

肥満の割合は平成28年度調査時点で、男性で26.2％、女性で15.9％であり、平成23年度調査と比較して男性は微減、女性は増加しています。一方、やせの年代別の割合は、平成23年度及び平成28年度調査ともに、20歳代の女性が、他の年代と比較して著しく高くなっています。

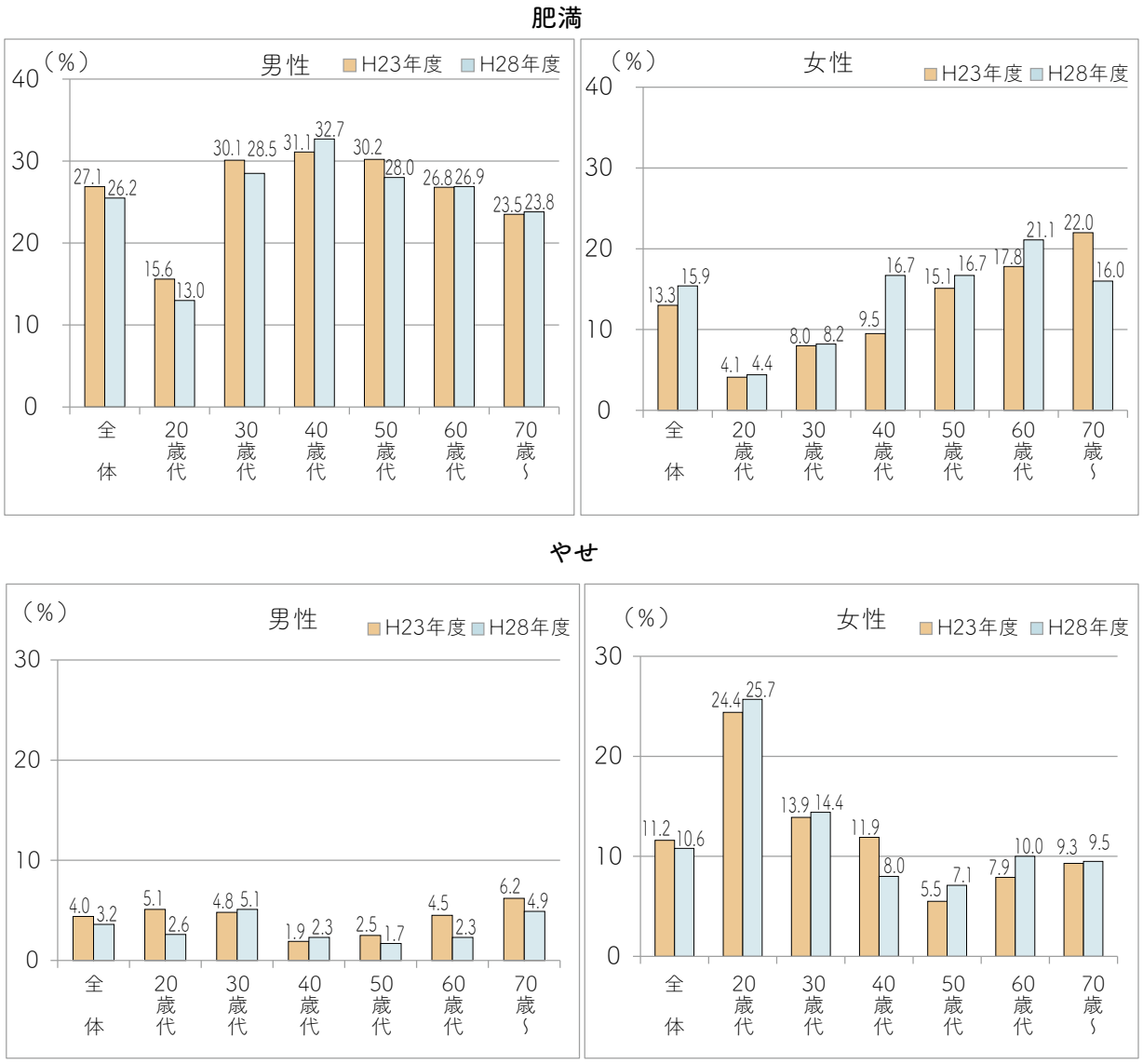

（注）「肥満」はBMI≧25kg/㎡、「やせ」はBMI＜18.5 kg/㎡。妊婦は除外。

出典：石川県「県民健康・栄養調査」

ウ 児童生徒の体格

肥満傾向児の出現率は、男子では17歳の16.1％、女子では11歳の9.3％が最も高く、男子の5歳の1.7％、女子でも5歳の2.4％が最も低くなっています。

痩身傾向児の出現率は、男子では12歳、15歳、17歳の4.2％、女子では17歳の5.1％が最も高く、男子の5歳の0.2％、女子で6歳及び7歳の0.6％が最も低くなっています。また、全国平均値と比べると、女子では5歳、17歳で大きく上まわっています。

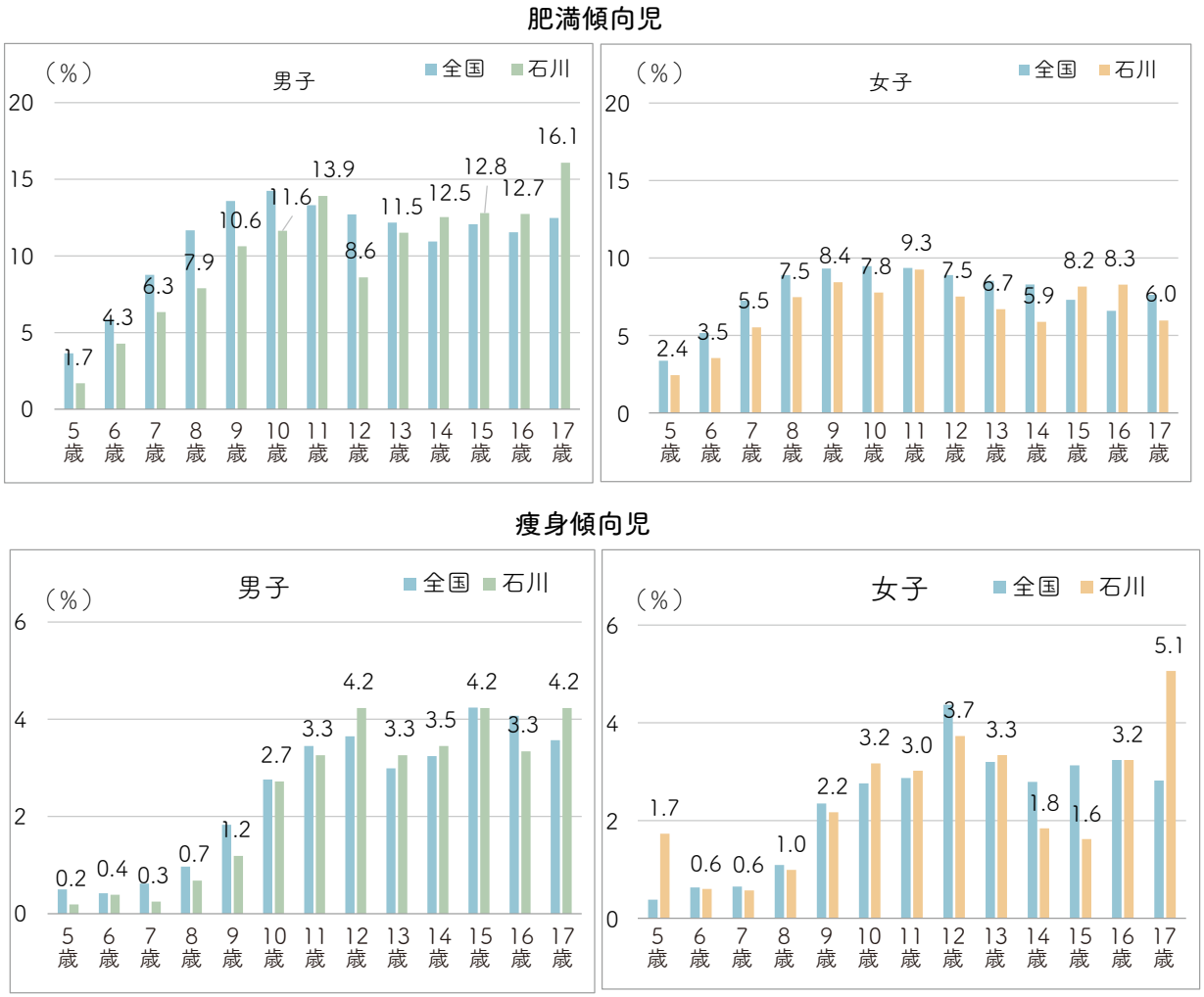

（注）肥満度＝（実測体重－身長別標準体重）／身長別標準体重　×　100　（％）
「肥満傾向児」とは，性別・年齢別・身長別標準体重から肥満度を求め，肥満度が20％以上の者である。
「痩身傾向児」とは，性別・年齢別・身長別標準体重から肥満度を求め，肥満度が-20％以下の者である。

出典：文部科学省「学校保健統計調査」（令和２年度）

エ 朝食の摂取（世代別）

朝食の摂取率は、「ほとんど毎日食べる」人が幼児では96.1％、小学生で93.6％、中高生で84.7％、成人で82.6％となっています。

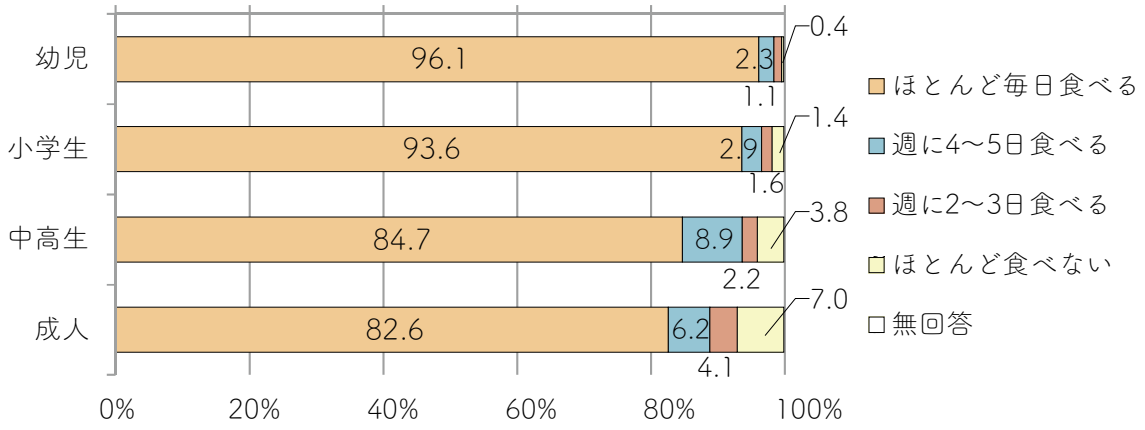

出典：石川県「食育に関する県民意識調査」（令和２年度）

オ 朝食の摂取（成人、年代別）

成人においては、朝食を「ほとんど食べない」人は20歳代で12.7％、30歳代で12.2％　であり、他の年代と比較して多くなっています。

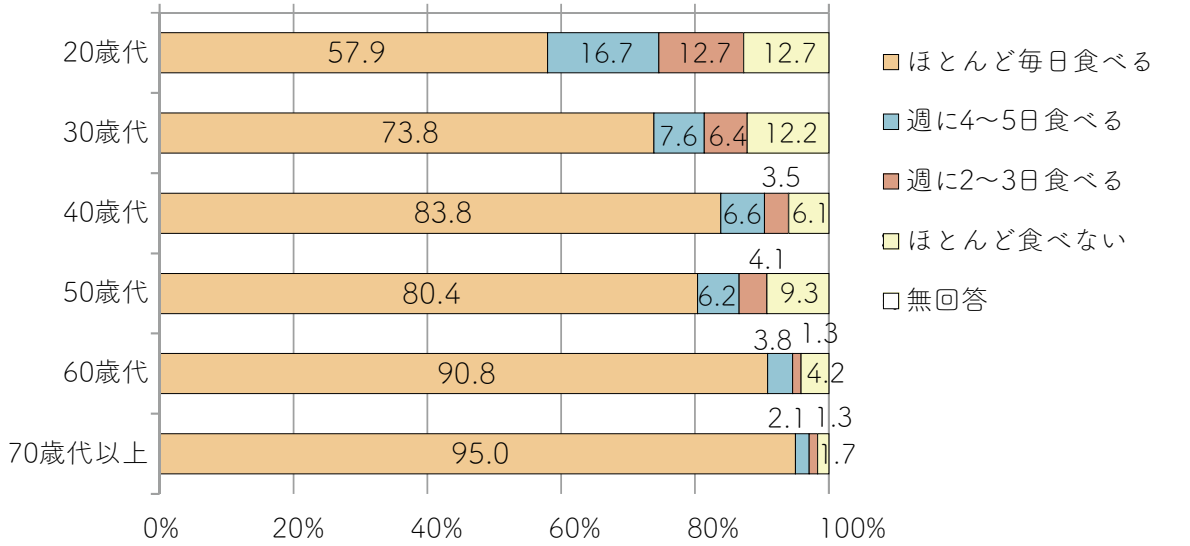

出典：石川県「食育に関する県民意識調査」（令和２年度）

カ 主食・主菜・副菜をそろえて食べることが1日2回以上ある頻度（成人、年代別）

主食・主菜・副菜をそろえて食べる食事を1日2回以上している日が「ほぼ毎日」ある人の割合は、年代が若いほど少なく、20歳代において33.3％と顕著に低くなっています。また「ほとんどない」と答えた割合も、20歳代で11.9％、30歳代で12.2％と他の年代と比べて高くなっています。

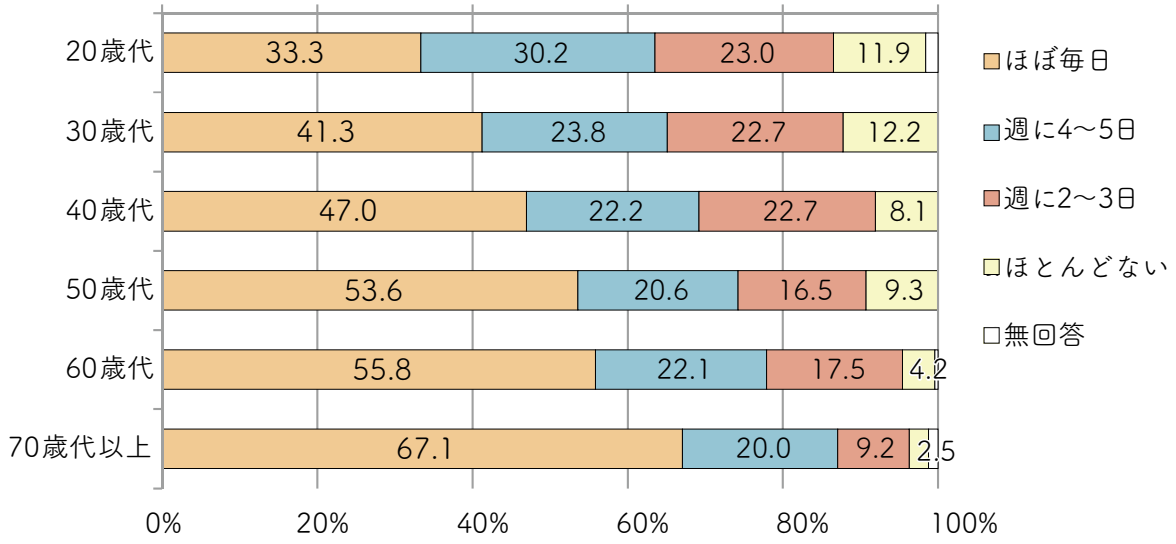

出典：石川県「食育に関する県民意識調査」（令和２年度）

キ 生活習慣病の予防や改善のために、気をつけた食生活を実践している人の割合

生活習慣病の予防や改善のために気をつけた食生活を実践している成人の割合は、77.7％となっています。

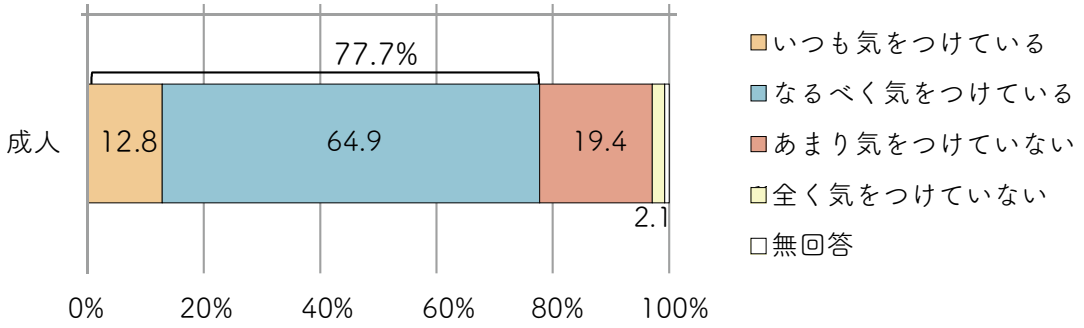

出典：石川県「食育に関する県民意識調査」（令和２年度）

(5)共食に関する状況

ア 家族等と一緒に食事をすることを重要だと思う割合

家族等と一緒に食事をすることは「重要だと思う」「どちらかといえば重要だと思う」を合わせると、どの対象も9割を超えています。

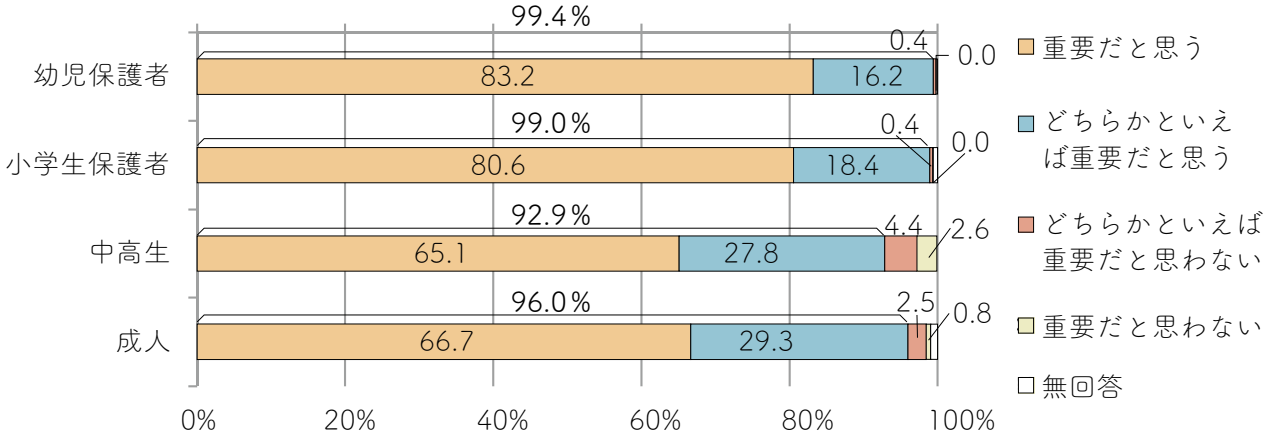

出典：石川県「食育に関する県民意識調査」（令和２年度）

(6)新型コロナウイルス感染症流行による食生活の変化

ア 家族と食事を食べる回数

新型コロナウイルス感染症の流行前と比べて、家族と食事を食べる回数が「増えた」人は、中高生で25.4%、成人で15.0%となっています。

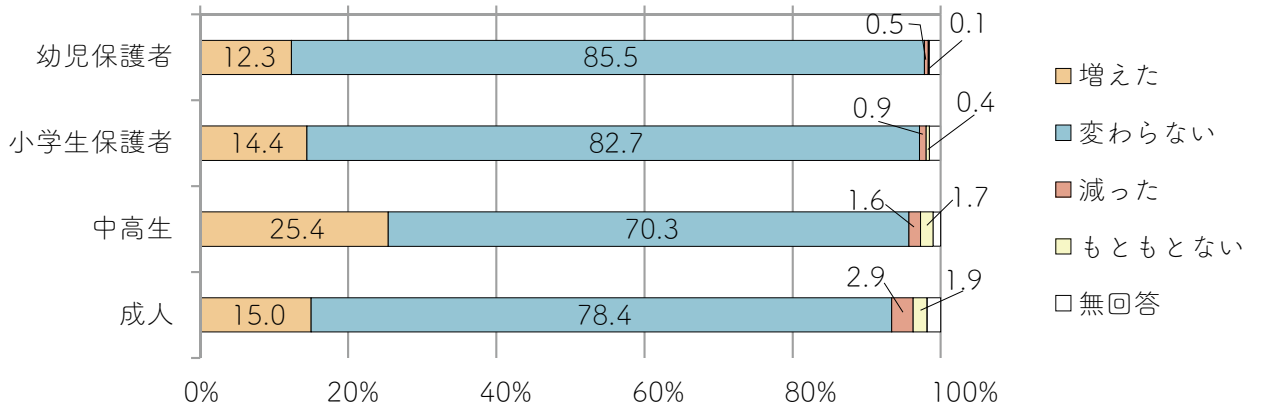

出典：石川県「食育に関する県民意識調査」（令和２年度）

イ 自宅で料理して食べる回数

新型コロナウイルス感染症の流行前と比べて、自宅で料理して食べる回数が「増えた」人は、幼児保護者、小学生保護者及び中高生で３割以上、成人で3割弱となっています。

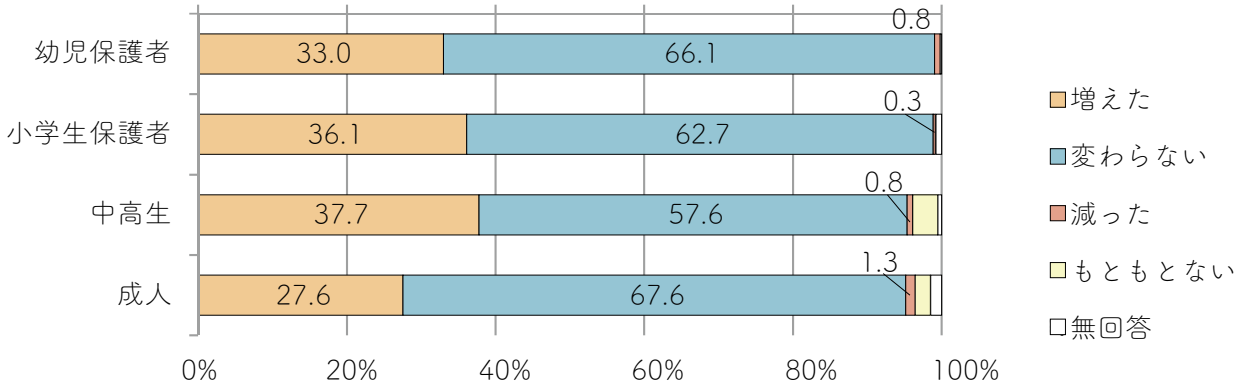

出典：石川県「食育に関する県民意識調査」（令和２年度）

ウ 自宅で食事を食べる回数

新型コロナウイルス感染症の流行前と比べて、自宅で食事を食べる回数が「増えた」人は、幼児保護者、小学生保護者及び成人で３割以上、中高生で半数近くとなっています。

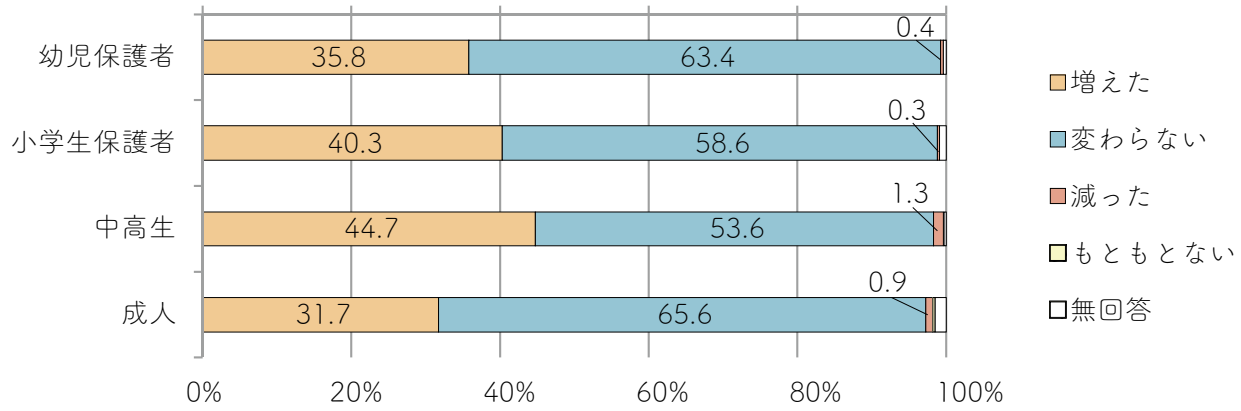

出典：石川県「食育に関する県民意識調査」（令和２年度）

(7)郷土料理や伝統料理に関する状況

ア 地域や家庭で受け継がれてきた郷土料理や伝統料理を食べている人の割合

郷土料理や伝統料理を「食べている」「どちらかといえば食べている」人の割合は、成人では７割を超え、それ以外の対象では６割台となっています。

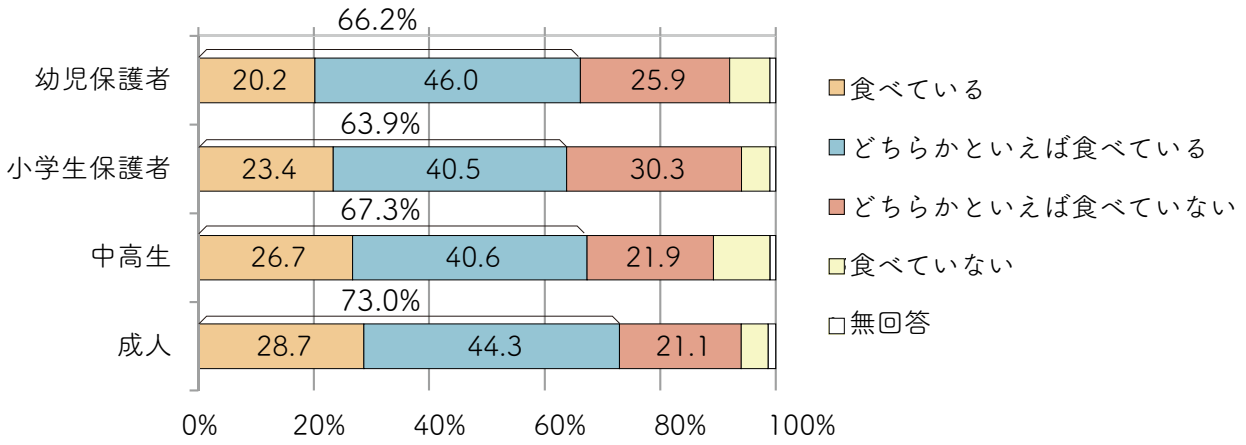

出典：石川県「食育に関する県民意識調査」（令和２年度）

イ 郷土料理や伝統料理を食べていない理由

郷土料理や伝統料理を食べていない理由は、「食べる機会がない」人がどの対象でも多くなっています。

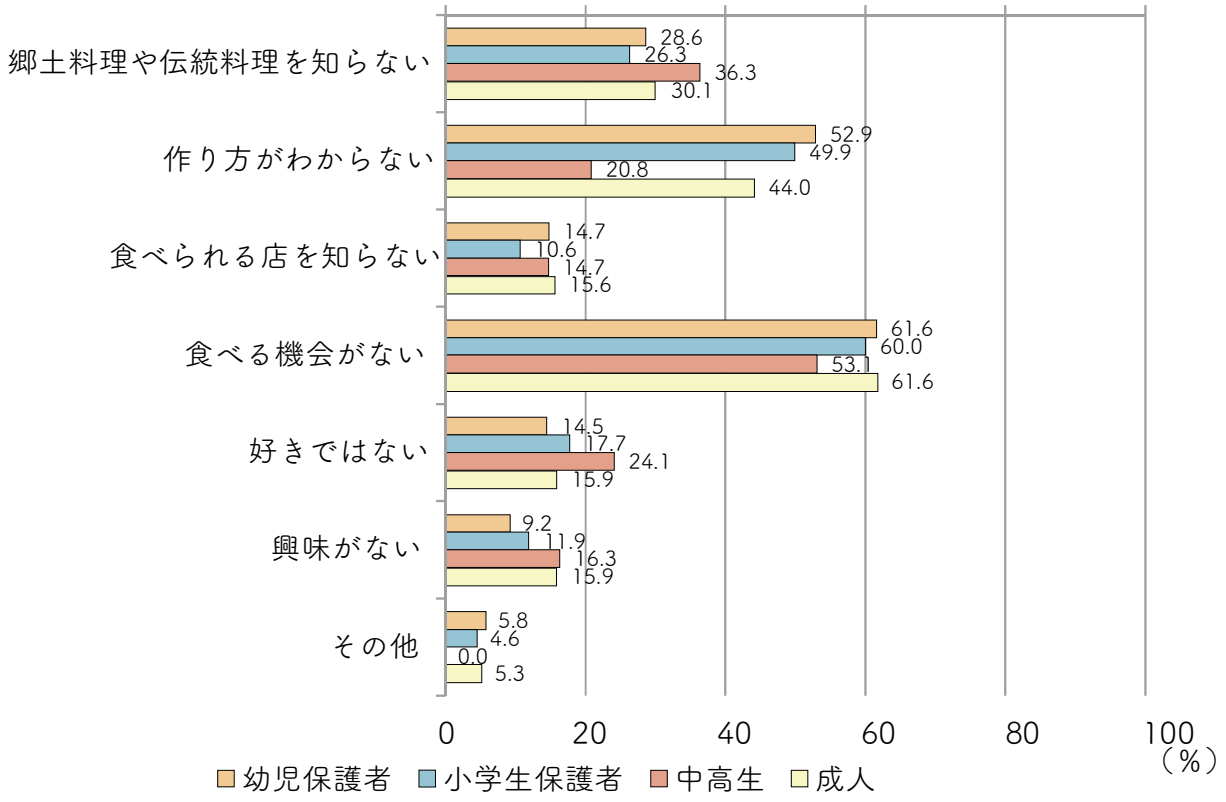

出典：石川県「食育に関する県民意識調査」（令和２年度）

(8)食品の安全性に関する状況

ア 食品の安全性についての知識があると思う人の割合

食品の安全性についての知識が「十分にあると思う」「ある程度あると思う」人の割合は、小学生保護者が最も高く 76.3%、中高生が最も低く 68.6%となっています。

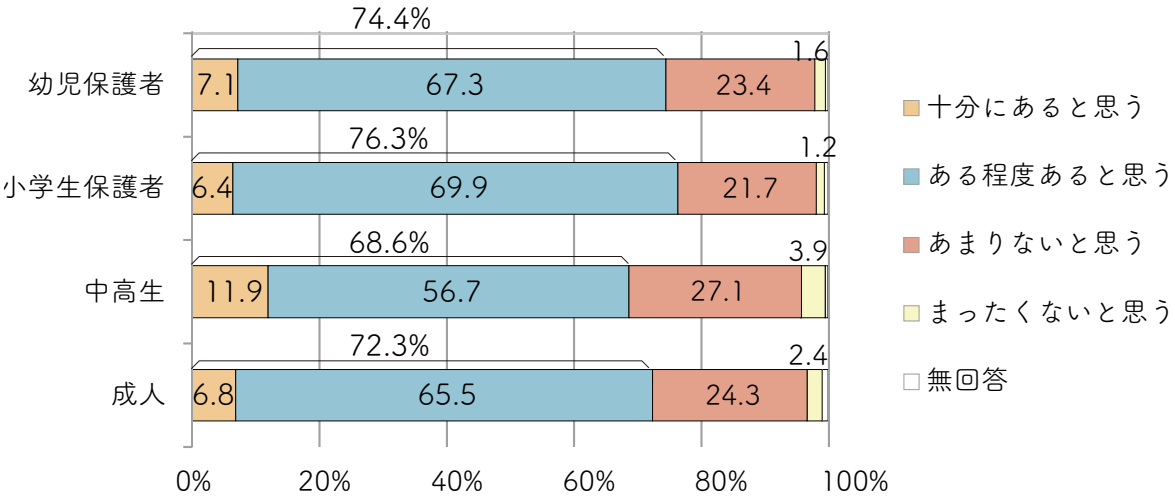

出典：石川県「食育に関する県民意識調査」（令和２年度）

イ 食品の安全性についての知識がないと思う理由

食品の安全性についての知識がないと思う理由は、「情報が氾濫し、どれが正しい情報がわからない」と答えた人が中高生以外の対象で最も多くなっています。中高生は、「情報の入手方法がわからない」が最も多く 47.3%となっています。

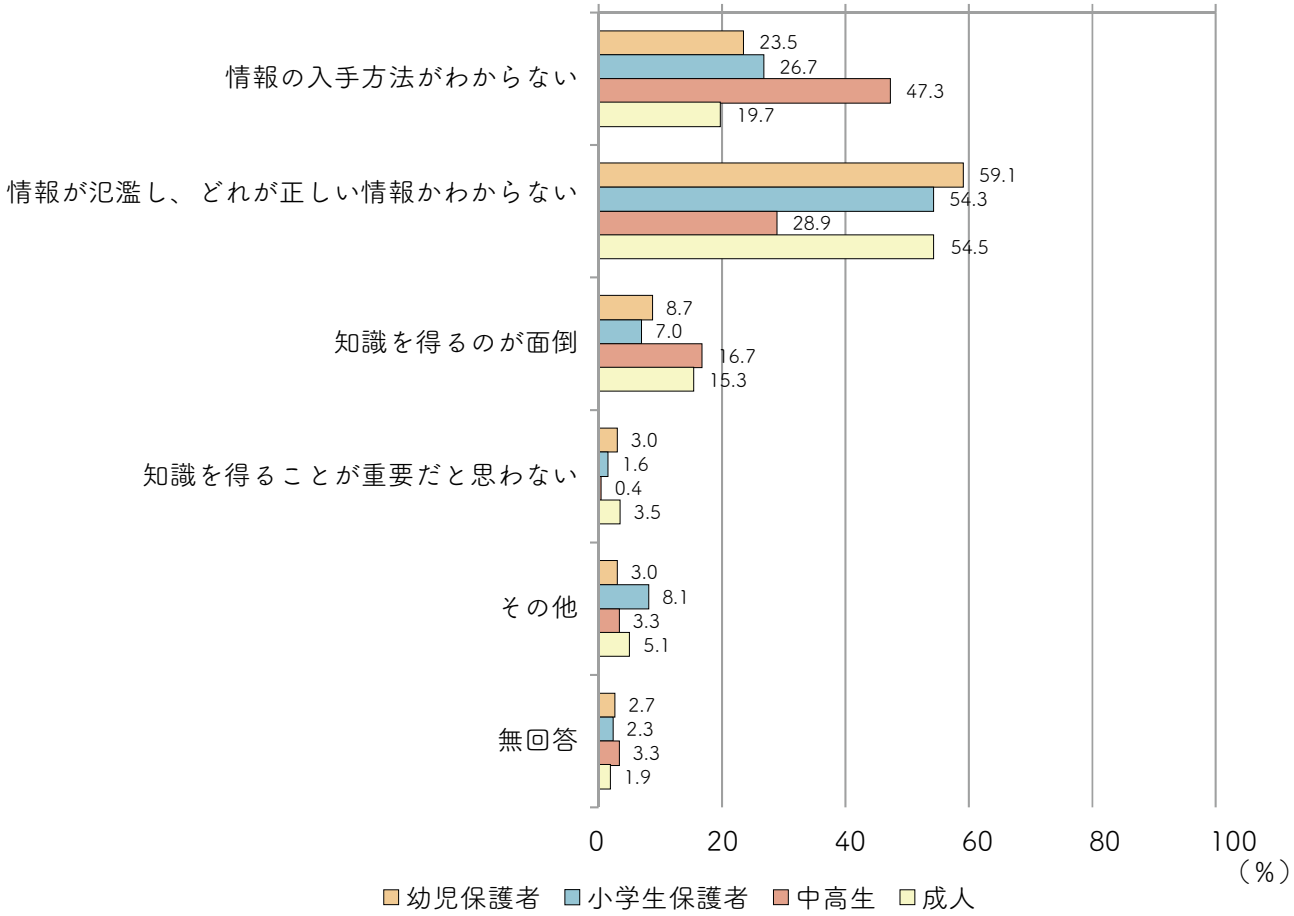

出典：石川県「食育に関する県民意識調査」（令和２年度）

(9)食品ロスに関する状況

ア 食品ロスの取り組み状況

食品ロスを減らすために「取り組んでいる」、「どちらかといえば取り組んでいる」人の割合は、幼児・小学生保護者、成人で8割以上、中高生では8割弱となっています。

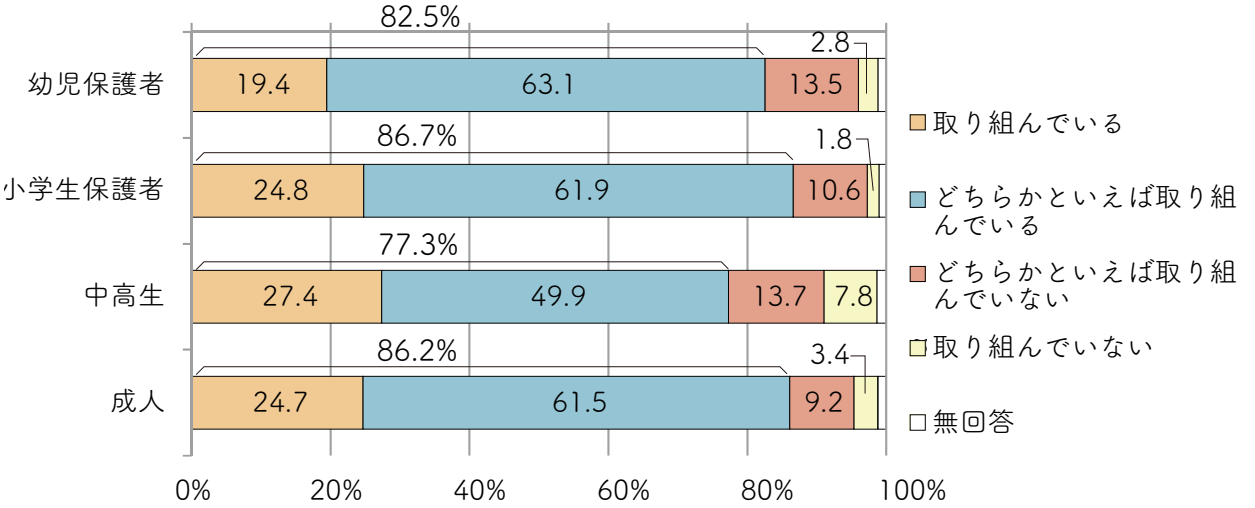

出典：石川県「食育に関する県民意識調査」（令和２年度）

イ 食品ロスの削減に取り組んでいない理由（複数回答）

食品ロスの削減に取り組んでいない理由としては、「食品ロスの削減方法が分からない」がどの対象でも最も多くなっています。

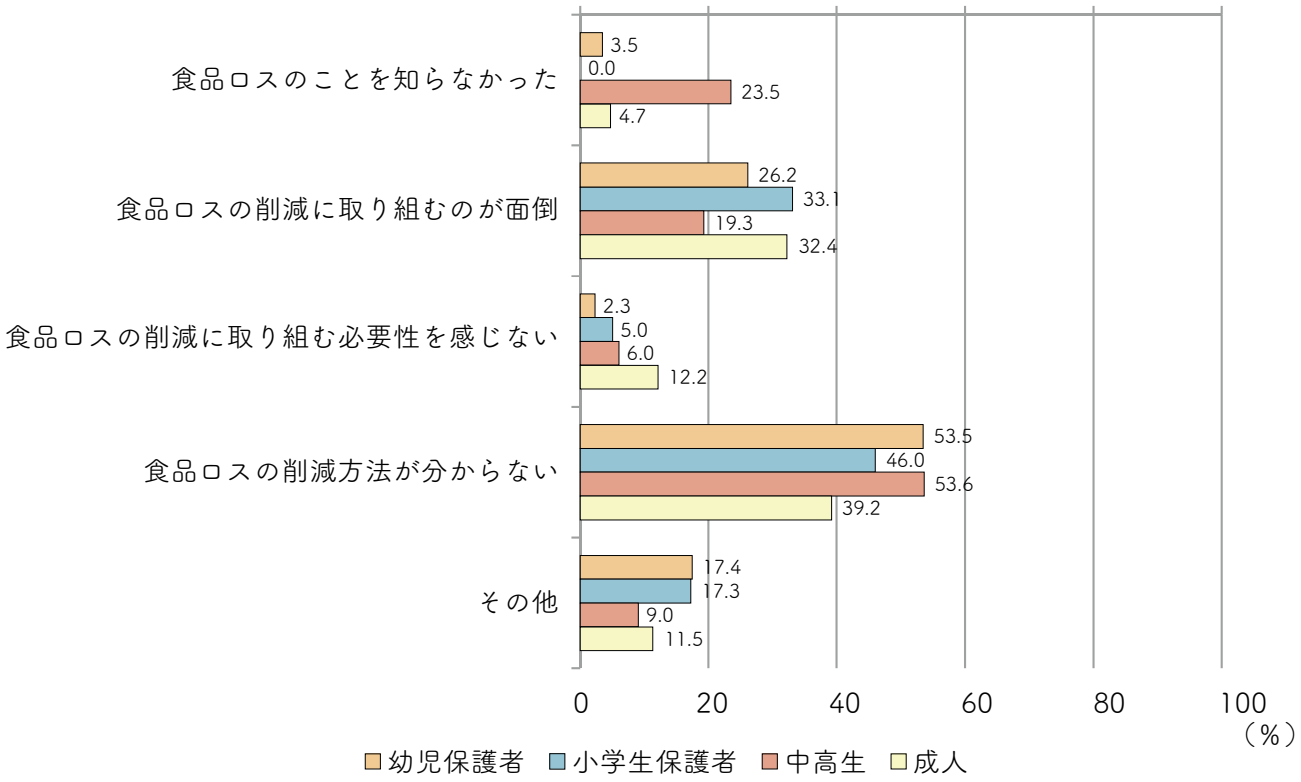

出典：石川県「食育に関する県民意識調査」（令和２年度）

(10)地産地消に関する状況

ア 地元や県産の食材を使用することを重要だと思う割合

地元や県産の食材を使用することについては、どの対象でも約9割が「重要だと思う」「どちらかといえば重要だと思う」と答えています。

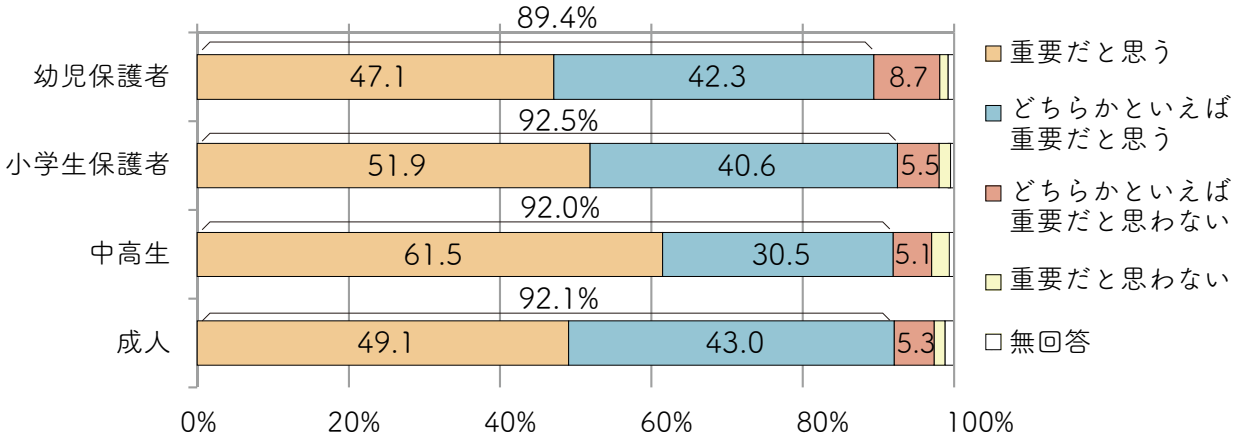

出典：石川県「食育に関する県民意識調査」（令和２年度）

イ 生鮮食品を購入する際の基準（複数回答）

生鮮食品を購入する基準は、「価格」「品質」と答えた人が約8割、「産地」と答えた人は7割程度となっています。

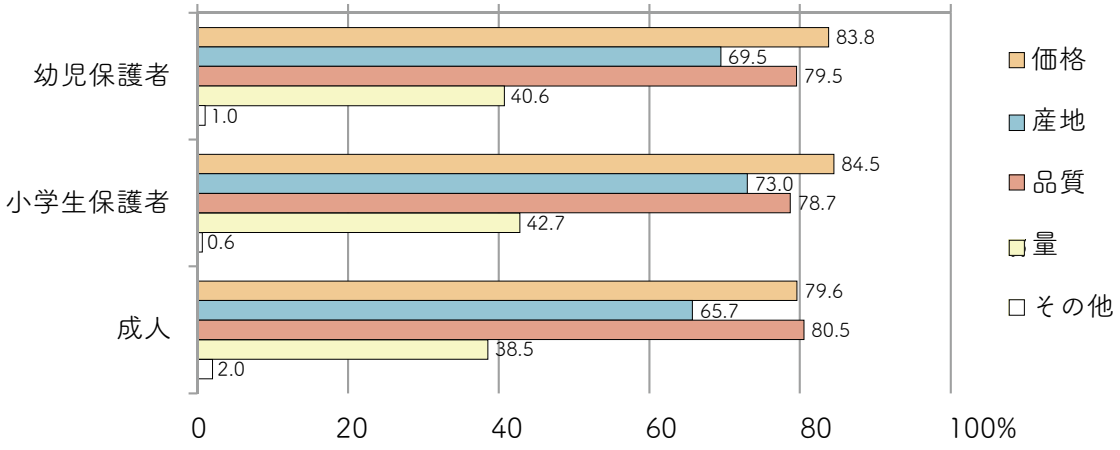

出典：石川県「食育に関する県民意識調査」（令和２年度）

2 これまでの取り組みに対する評価

(1)評価の方法

目標の進捗状況を確認するため、「食育に関する県民意識調査」を実施したほか、関連事業の実施状況などを把握し、評価を行いました。

「食育に関する県民意識調査」の概要

1　調査対象者（※いずれも層化無作為抽出）
（1）満20歳以上　2,000人
（2）保育所等に通所する1歳児、3歳児、5歳児の保護者　各400人（計1,200人）
（3）小学校2年生、4年生、6年生の保護者　各400人（計1,200人）
（4）中学2年生、高校2年生　各400人（計800人）

2　調査方法
・自己記入方式のアンケート調査
・上記（1）については郵送による配布・回収、（2）から（4）については保育所、学校等の協力により、配布・回収

3　調査時期　　令和3年1月

4　有効回収数（回収率）
（1）満20歳以上　1,176人（58.8％）
（2）保育所等に通所する1歳児、3歳児、5歳児の保護者　1,055人（87.9％）
（3）小学校2年生、4年生、6年生の保護者　1,122人（93.5％）
（4）中学2年生、高校2年生　771人（96.4％）

(2)計画全体の目標に対する評価

計画全体の目標として、「食育に関心のある県民の割合を増やす」ことを掲げています。食育に関心のある県民の割合は、令和2年度調査で79.2％となっており、平成27年度調査とほぼ同率で、変化はみられませんでした。今後も県民の関心を高めるよう、より一層の食育推進を図る必要があります。

食育に関心を持っている県民の割合	（H27）81.1％ → （R2）79.2％	目標値　90％

参考：食育の関心度〔年次比較、成人〕

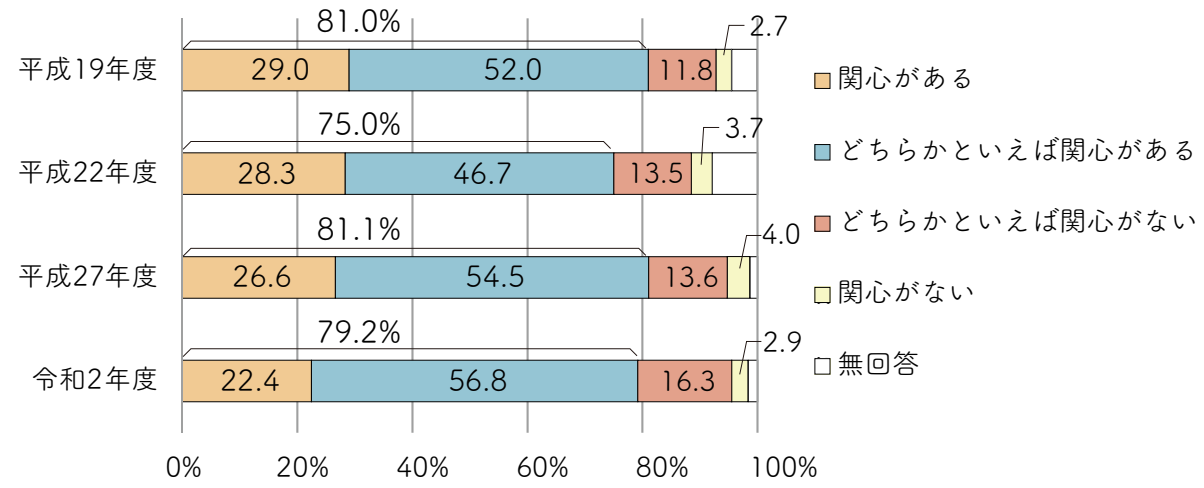

出典：石川県「食育に関する県民意識調査」

(3) 施策の方向性別の目標に対する評価

第３次いしかわ食育推進計画では、計画全体の目標に加え、施策の方向性別の目標として、１２の目標と１８の目標値を設定しています。その内の８項目（４４.４％）で目標を達成しました。主な評価内容は次のとおりです。

ア　家庭における食育の推進

・小学生とその保護者が食育ブックを活用し、児童が自分で決めた目標にチャレンジする「小学生の食育チャレンジ事業」や、家庭で子どもが「早寝・早起き・朝ごはん」等の基本的な生活習慣を身に付ける「子どもの生活リズム向上推進事業」などを通じ、家庭における基本的な生活習慣の形成に向けた取り組みが定着してきています。

・一方で、計画策定時と比べ、栄養バランスの良い食事をする県民の割合は低下し、朝食を欠食する子どもの割合は増加、朝食を欠食する若い世代の割合は変化しておらず、今後も基本的な食習慣の定着に向けた取り組みを推進していく必要があります。

■関連する目標値の進捗状況

具体的な目標	計画策定時（H27年度）		現状値（R2年度）	目標値	達成状況※2
主食・主菜・副菜を組み合わせた食事を1日2回以上ほぼ毎日食べている県民の割合	54.7%	→	51.6%	65%以上	▽
主食・主菜・副菜を組み合わせた食事を1日2回以上ほぼ毎日食べている若い世代※1の割合	43.4%	→	37.9%	55%以上	▽
朝食又は夕食を家族と一緒に食べる「共食」の割合	60.1%	→	—	70%以上	—
朝食を欠食する子どもの割合	3.5%	→	4.6%（R1）	0%	▽
朝食を欠食する若い世代の割合	12.6%	→	12.4%	8%以下	▽

※1　若い世代：20 ～ 30代　　※2　達成状況：○＝達成、▽＝未達成

イ　保育所、認定こども園、幼稚園、学校等における食育の推進

・保育所等において、食育に関する年間計画を策定している割合は、増加しており、計画的な食育が推進されています。

・体験型食育を実施している保育所等の割合は、計画策定時より減少していますが、これは、新型コロナウイルス感染症の影響によるものであり、今後は、感染予防にも配慮した食育の推進が必要となっています。

■関連する目標値の進捗状況

具体的な目標	計画策定時（H27年度）		現状値（R2年度）	目標値	達成状況
食育計画を策定し、評価している保育所等の割合	91.2%（H26）	→ →	92.6%（R3）	増加	○
体験型食育を実施している保育所等の割合	94.3%（H26）	→	82.4%	増加	▽
「食に関する指導の年間指導計画」を作成している小・中・義務教育学校の割合	92.4%	→	97.5%（R1）	増加	○

ウ　石川の伝統的な食文化の継承

・地域や家庭で受け継がれてきた伝統的な料理を食べている県民の割合は、若い世代も含めて増加しており、計画策定当時と比べ、伝統的な料理が浸透してきたことが推測されます。

・伝統的な料理を食べていない理由として、「食べる機会がない」、「作り方が分からない」と回答した方が多く、伝統的な料理は、飲食店等で食べるものであり、自宅で作って食べるものではないと捉えられていることが推測されます。今後も、伝統的な料理の啓発に取り組む必要があります。

■関連する目標値の進捗状況

具体的な目標	計画策定時（H27年度）		現状値（R2年度）	目標値	達成状況
地域や家庭で受け継がれてきた伝統的な料理を食べている県民の割合	65.3%	→	73.0%	70%以上	○
地域や家庭で受け継がれてきた伝統的な料理を食べている若い世代の割合	50.3%	→	63.7%	55%以上	○

エ　消費者と生産者等との交流を通じた地産地消の推進

・米づくり体験を通じて小学生に農業への理解を促す「いしかわ田んぼの学校推進プロジェクト事業」や、農業体験を通じて県民に農業への理解を促す「いしかわ耕稼塾『いしかわの農業学ぼうコース』」などへの参加者は増えており、生産者との交流は促進されています。

・生鮮食品の購入には、産地より価格や品質を基準にする県民が多くなっています。地場産物の購入は、地域の活性化に繋がるだけではなく、流通コストの削減や輸送時に発生するCO_2の削減などが、持続可能な食循環を考える上で重要であり、今後も継続して地産地消の推進に取り組んでいく必要があります。

■関連する目標値の進捗状況

具体的な目標	計画策定時（H27年度）		現状値（R2年度）	目標値	達成状況
いしかわ田んぼの学校推進プロジェクト事業への延べ参加児童数※3	29,744人	→	60,939人	60,000人以上	○
いしかわ耕稼塾「いしかわの農業学ぼうコース」延べ参加者数※3	1,214人	→	1,969人	2,200人以上	▽

※3　計画策定時は平成23～27年度の延べ人数、現状地は平成23～令和2年度の延べ人数

オ　個人における食育の推進

・若い世代に対する取り組みとして、食の自立を迎える前の高校生が興味を持って食育に取り組めるよう、年齢の近い大学生等による食育授業を実施しており、近年、参加する高校が増えるとともに、受講した高校生の意識変容が見られるなどの効果がありました。

・また、ふだんから適正体重の維持や減塩に取り組んでいる人の割合は、計画策定時からほぼ変化がなく、目標達成に向け、更なる取り組みが必要です。

■関連する目標値の進捗状況

具体的な目標	計画策定時（H27年度）		現状値（R2年度）	目標値	達成状況
生活習慣病の予防や改善のために、ふだんから適正体重の維持や減塩等に気を付けている県民の割合	77.3%	→	77.7%	85%以上	▽
ゆっくりよく噛んで食べる県民※4の割合	50.2%（H28）	→	52.5%（R1）	増加	○

※4　県民：１５歳以上

カ　食育を支える地域環境づくり

・食育の推進に関わるボランティア団体等で活動している方や、食品ロス削減に向けて取り組んでいる方は、計画策定時より増えており、食育を支える地域環境は整ってきています。

・しかし、食の安全性に関する基礎的な知識を持っている県民の割合は増えておらず、県民が十分に理解し利用できるような情報提供の推進について取り組んでいく必要があります。

■ 関連する目標値の進捗状況

具体的な目標	計画策定時（H27年度）		現状値（R2年度）	目標値	達成状況
食育の推進に関わるボランティア団体等において活動している県民の数	6,761人	→	7,272人	増加	○
食品の安全性に関する基礎的な知識を持っている県民の割合	78.7%	→	72.3%	85%以上	▽
食品の安全性に関する基礎的な知識を持っている若い世代の割合	70.0%	→	61.8%	80%以上	▽
食品ロス削減のために何らかの行動をしている県民の割合	81.1%	→	86.2%	増加	○

第３章　計画の基本的な考え方

１　目指す姿

県民一人ひとりが生涯にわたって食を考える習慣を身につけ、食を大切にする心を持ち、心身ともに健康で、豊かな人間性を育むことができること

食育基本法（平成１７年７月 法律第６３号）では、食育を、生きる上での基本であって、知育、徳育及び体育の基礎となるべきものと位置付けるとともに、様々な経験を通じて「食」に関する知識と「食」を選択する力を習得し、健全な食生活を実践することができる人間を育てる食育を推進することが必要であるとされています。

健全な食生活は、健康で豊かな人間性の基礎をなすものです。生涯にわたって健全な食生活を実現するためには、食習慣を形成する時期である子どもの頃からの食育が重要です。

このため、子どもが日々の食生活に必要な知識及び判断力を習得し、基本的な食習慣を身に付けることができるように、家庭、保育所、認定こども園、幼稚園、学校及び地域等において食育を推進する必要があります。

また、食は、地域における伝統や気候風土と深く結びついており、先人によって培われてきた多様な食文化を後世に伝えつつ、時代に応じた優れた食文化を育んでいくことが重要です。しかしながら、毎日の食生活が自然の恩恵の上に成り立ち、食に関わる人々の様々な知恵や活動に支えられていることについて、日々の生活の中で学び、実感することは困難である場合が多いことから、本県の伝統ある優れた食文化を継承するとともに、郷土料理や食材等を題材とした体験活動を中心として食育を推進する必要があります。

このため、次の３つの目的を掲げ、食育を積極的に推進します。

目的1 未来を担う子どもの健全な身体を培い、豊かな心を育む

子どもの頃から日々の食生活に必要な知識や判断力を習得し、基本的な食習慣を身につけることにより、健全な身体を培います。また、食に関する感謝の念と理解を深め、食事マナーの習得や食を楽しむことなど、食事を通じて家族等とのコミュニケーションを深め、豊かな心を育みます。

目的2 地域の食を次世代に伝え、地域社会の活性化を図る

本県には、祭りなどの伝統的な行事や、季節毎の風習などに結びついた食文化があり、また、固有の多彩な食材が活用されています。食育推進の輪を地域に広げることにより、食を通じて人と人との交流を深めるとともに、地域の食を次世代に伝え、地域社会の活性化を図ります。

目的3 県民一人ひとりが、健全な食生活を実践する力を身につける

国内外から様々な食材が供給されるとともに、加工食品の増加など食の外部化や食に関する情報の氾濫等が進展しています。そのような中で、県民一人ひとりが食の大切さを再認識するとともに、生活習慣病予防に繋がる健全な食生活を自ら実践できるよう、食に関する正確な知識や的確な判断力を身に付けます。

2 重点課題

今後５年間に取り組む重点課題は次のとおりです。

(1)子どもの基本的な生活習慣の形成

子どもの健やかな成長のためには、バランスのよい食事、適切な運動、十分な休養・睡眠が大切です。また、健全な食生活や望ましい生活習慣は、健康で豊かな人間性の基礎をなすものであることから、子どもの頃からの食育が重要です。

社会状況の変化に伴い、子どもたちの食の乱れや健康への影響がみられることから、家庭はもとより、保育所、認定こども園、幼稚園、学校等において、基本的な生活習慣の形成のための食育を推進します。

(2)石川の食文化の継承につながる食育の推進

本県は海山の幸に恵まれ、地元の農林水産物やそれらを使った郷土料理をはじめとした食文化の豊かな地域です。しかし、グローバル化や流通技術の進歩、生活様式の多様化等により伝統的な食文化が十分に継承されず、その特色が失われることが懸念されています。また、主食・主菜・副菜のそろった日本型の食生活は栄養バランスに優れており、健康的な生活を送るうえで理想的な食事とされています。

このため、本県の郷土料理や伝統食等の食文化を大切に守り、次世代へ継承していくための食育を推進します。

(3)若い世代に対する食育の推進

「食育に関する県民意識調査」（令和２年度）において、特に２０～３０代の若い世代で、食に関する知識や意識、実践状況等の面で、依然として他の世代より課題が多いことが明らかになりました。

２０～３０代の世代は親になる世代でもあるため、食に関する知識や取り組みを次世代に伝えていくことができるよう、健全な食生活の実践力を身に付けることが大切です。

若い世代が食に関する意識を高め、自らの食生活を改善することができるよう、若い世代が興味・関心を持てる食育の取り組みを推進します。

(4)健康寿命の延伸につながる食育の推進

子どもから高齢者までの全ての県民が、心豊かに生活できる活力ある社会を実現するためには、生活習慣病の発症・重症化の予防や改善に向けて、健全な食生活を実践することが大切です。

本県の健康増進計画である「いしかわ健康フロンティア戦略」においても、生涯にわたり元気で自立した生活を営むことができるよう「健康寿命の延伸」を目標としており、健康増進施策と連携した食育を推進します。

(5)食品ロス削減の推進

食に対する感謝の念を深めるためには、私たちの食生活が自然の恩恵の上に成り立っており、食に関わる人々の様々な活動に支えられていることについて理解することが大切です。

我が国は食料を海外に大きく依存している一方で、年間約５７０万トン（令和元年度推計）にのぼる食品ロスが発生しています。２０１５年の国連持続可能な開発サミットにおいても、「食料廃棄の半減」が目標として掲げられており、一人ひとりの努力が求められています。

このため、県、市町、食品関連事業者、消費者等の様々な関係者が連携し、食品ロスの削減推進に努めます。

(6)デジタル技術を活用した食育の推進

近年、生活を支える多くの分野で、ＩＣＴやＡＩなどの活用等、デジタル技術の進展・普及が加速しており、新型コロナウイルス等の感染対策に配慮しながら、食育に関する様々な取り組みを効果的に推進するうえで、デジタル技術の活用は欠かすことができないものとなっています。ＳＮＳの活用やインターネット上での動画配信、オンライン等による非接触型の食育の取り組みを推進します。

トピック　SDGs（持続可能な開発目標）と食育

SDGs は、2015 年 9 月の国連サミットで加盟国の全会一致で採択され、「誰一人取り残さない」持続可能でよりよい社会の実現を目指し、17 の目標と 169 のターゲットから構成されています。経済、社会、環境をめぐる広範な課題に総合的に取り組み、2030 年までの達成を目指す国際目標です。

SDGs には、「目標２（飢餓）」、「目標３（健康）」、「目標４（教育）」、「目標 12（持続可能な生産と消費）」など、食育と関連が深い目標が設定されています。

参考：外務省ホームページ

第４章　計画の具体的な内容

１ 計画の施策体系

【目的１】　未来を担う子どもの健全な身体を培い、豊かな心を育む

（1）家庭における食育の推進
- ① 妊娠前からはじめる妊産婦の食育の推進
- ② 食を楽しむ力（知る・育てる・選ぶ・調理する・食べる）の育成
- 重点 **③ 子どもの基本的な生活習慣の形成**

（2）保育所、認定こども園、幼稚園、学校等における食育の推進
- ④ 体験型食育の推進
- ⑤ 地域交流型食育の推進
- ⑥ 給食を通した食に関する理解促進

【目的２】　地域の食を次世代に伝え、地域社会の活性化を図る

（3）石川の伝統的な食文化の継承
- 重点 **⑦ 石川の食文化の継承につながる食育の推進**
- ⑧ 給食での郷土料理等の積極的な導入
- ⑨ 食文化に関する情報の収集と発信

（4）消費者と生産者等との交流を通じた地産地消の推進
- ⑩ 子どもを中心とした農林漁業体験活動の促進
- ⑪ 消費者と生産者の交流の促進
- ⑫ 食品関連事業者等による地産地消の促進
- ⑬ 地場産物や環境に配慮した農業に関する情報提供と利用促進

【目的３】　県民一人ひとりが、健全な食生活を実践する力を身につける

（5）個人が取り組む食育の推進
- 重点 **⑭ 若い世代に対する食育の推進**
- 重点 **⑮ 健康寿命の延伸につながる食育の推進**
- ⑯ 高齢者に対する食育の推進

（6）食育を支える地域環境づくり
- ⑰ ボランティア等の育成・活動の推進
- ⑱ 各種団体等の連携・協力体制の推進
- ⑲ 食育の推進に関する情報提供
- ⑳ 職場における食育の推進
- 重点 **㉑ 食品ロス削減の推進**
- ㉒ 多様な暮らしに対応した食育の推進
- 重点 **㉓ デジタル技術を活用した食育の推進**

2 施策の方向性

目的1 未来を担う子どもの健全な身体を培い、豊かな心を育む

＜施策の方向性＞

(1)家庭における食育の推進

食に関する知識や伝統、文化等については、従来、家庭を中心に地域の中で共有され、世代を超えて受け継がれてきましたが、社会環境が変化し、生活習慣が多様化する中で、家庭における食に関する作法や望ましい食生活の実践等が十分とはいえない状況にあります。

また、健康寿命の延伸の観点から、家庭における日々の食生活を見直すとともに、生涯にわたり、生活習慣病の予防や改善にも努めていくため、次世代に伝えつなげる食育の推進がこれまで以上に重要になっています。

このため、家庭においても食に関する理解、関心が進むよう、在宅時間を活用し、食育活動を通じて学んだことについて、家庭内での共有も促進しながら、食育を推進します。

＜具体的な取り組み内容＞

①妊娠前からはじめる妊産婦の食育の推進

◆妊産婦の安全な妊娠・出産と産後の健康の回復に加えて、子どもの生涯にわたる健康づくりの基盤を確保するため、妊産婦等に対する栄養指導の充実を図ります。また、妊娠前からの食を含めた健康管理を推進するため、将来子どもを望むご夫婦への健康教育についても取り組みます。

②食を楽しむ力（知る・育てる・選ぶ・調理する・食べる）の育成

◆ワークライフバランスの推進や働き方・暮らし方の変化により、自宅で料理や食事をすることも増えていることを踏まえ、家庭で食に関する知識やバランスの良い食を選択する力、食を楽しむ力等を身に付けられるよう取り組みを推進します。

◆家庭での共食は食育の原点であり、食を楽しみ、家族とのつながりを大切にする食育を推進します。

③子どもの基本的な生活習慣の形成 重点課題

◆子どもとその保護者が基本的な生活習慣を身につける意識を高めるため、早寝早起きや一緒に朝食をとること等の大切さを普及啓発します。

トピック　妊娠前から食事に気をつけましょう

やせや肥満、葉酸の摂取不足など、女性が妊娠前から持っているリスク因子は、流産や早産、先天奇形などのリスクを高め、妊娠・出産や赤ちゃんの健康に影響するといわれています。また、健康は生活の基盤となるため、若い世代が自ら健康管理できるようになることで、生涯にわたって「質の高い生活」を送ることにもつながります。未だ大丈夫ではなく、若い世代からの食をはじめとする健康管理に心がけましょう。

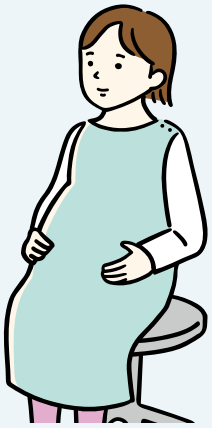

参考：厚生労働省「妊娠前からはじめる妊産婦のための食生活指針」

トピック　バランスの良い食事は意外と簡単にできます

栄養バランスを整えるには、「主食、主菜、副菜をそろえた食事」を「一日2回以上」摂るようにすることで、必要な栄養素とその量が適正に近くなることが報告されています。

「主食」…ごはん、パン、麺類などで、主として炭水化物の供給源となるものです。
「主菜」…肉や魚・卵・大豆製品などを使った、おかずの中心となる料理で、主としてたんぱく質や脂質の供給源となるものです。
「副菜」…野菜・きのこ・いも・海藻などを使った小鉢・小皿料理で、ビタミン、ミネラル、食物繊維などを補うものです。
（下線の栄養素は、五大栄養素と言われています。）

主食、主菜、副菜が別皿になっている定食などの食事のみならず、「ミートソーススパゲッティとサラダ」など1~2皿に盛り合わせてあっても主食（スパゲティ）、主菜(ミートソースの肉)、副菜（ミートソースの野菜とサラダの野菜）をそろえることで、栄養バランスの良い食事となります。

焼き魚定食

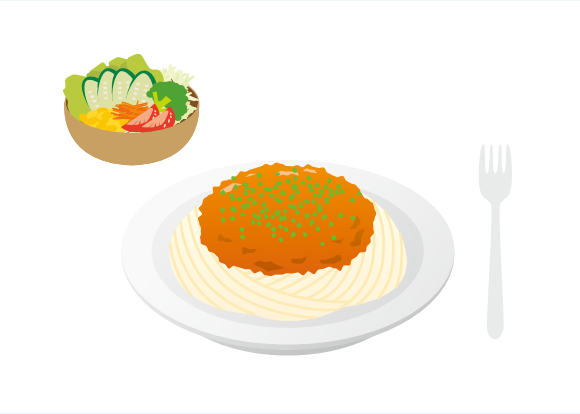

ミートソーススパゲティとサラダ

参考：農林水産省「食育ガイド」「ちょうどよいバランスの食生活」

＜施策の方向性＞

(2)保育所、認定こども園、幼稚園、学校等における食育の推進

乳幼児期から発育・発達段階に応じて健全な食生活を実践し、望ましい食習慣※を定着させるとともに、豊かな食体験を積み重ねていくことができるよう、保育所、認定こども園、幼稚園等（以下、「保育所等」という。）において、家庭や地域と連携しながら食育を推進します。

また、学校においては、学習指導要領に示された体育科（保健体育科）、家庭科（技術・家庭科）および特別活動の時間（給食の時間）はもとより、各教科や総合的な学習の時間等、学校教育活動全体を通じて食育を組織的、計画的に推進します。

なお、食育の推進に当たっては、それぞれの計画に基づいて実施し、取り組みの評価及び改善に努めるものとします。

＜具体的な取り組み内容＞

④体験型食育の推進

◆乳幼児期からの望ましい食習慣の形成や豊かな人間性の育成等を図るため、保育所等において食育の計画を作成し、園長、保育士・幼稚園教諭・保育教諭、栄養士、調理員等が協力しながら創意工夫を凝らした体験型食育を推進します。

◆各学校において食に関する指導の計画を作成し、栄養教諭を中心とした全教職員の連携・協働により、学校全体で体験型食育を推進できる体制の充実を図ります。

⑤地域交流型食育の推進

◆保育所等において、在籍する子ども及びその保護者のみならず、地域における子育て家庭からの乳幼児の食に関する相談への対応や情報提供等に努めるほか、地域や関係機関と連携しつつ、積極的に食育を推進します。

◆小学校、中学校、高等学校ならびに特別支援学校等において、地域の食育ボランティアや生産者団体等と連携し、農林漁業体験、食品の流通や調理、食品廃棄物の再生利用等に関する体験といった児童生徒の様々な体験活動等を推進します。

⑥給食を通した食に関する理解促進

◆健全な食生活や、食を通じた地域の自然、文化、産業等に関する子どもや保護者の理解促進のため、生産者団体等と連携し、給食における地場産物（県産食材）の活用を推進するとともに、地域の生産者や生産に関する情報を子ども及び保護者に伝えるための取り組みを促進します。

◆児童生徒の望ましい食習慣の形成や食に関する理解の促進のため、各教科等における食に関する指導と関連づけた活用がされるよう献立内容の充実を図ります。

◆肥満ややせが心身に及ぼす影響等、健康状態の改善等に必要な知識の普及を図るとともに、食物アレルギー等、食に関する健康課題を持つ子どもに対しては、保護者の理解と協力のもと、多職種が連携して個別的な相談指導を行うなど、望ましい食習慣の形成に向けた取り組みを推進します。

※望ましい食習慣：規則正しく、その人に応じた量の栄養バランスが良い食事を摂る習慣のことです。

目的2　地域の食を次世代に伝え、地域社会の活性化を図る

＜施策の方向性＞

(3)石川の伝統的な食文化の継承

豊かな自然、四季折々の食材に恵まれ、地域の伝統的な行事等と結びついた石川ならではの食文化が形成されてきましたが、食に対する価値観やニーズが多様化するなかで、日本型食生活や家庭、地域で継承されてきた食文化が失われることが懸念されています。

このため、本県の郷土料理や食材等を活用した食育を推進し、伝統ある優れた食文化を継承します。

＜具体的な取り組み内容＞

⑦石川の食文化の継承につながる食育の推進 重点課題

◆地元の農林水産物を使用した伝統的な郷土料理や、日常の食事のマナー等について、県民の理解を促進し、次世代へ継承していくため、多様な広報媒体を通じた情報提供や、具体的な促進策などを展開し、石川の特色ある食の継承・発展を目指します。

◆地域の食文化の普及と次世代への継承のため、食生活改善推進員や地域の食育団体等のボランティアが行う、地域の郷土料理を取り入れた料理教室等の取り組みを推進します。

⑧給食での郷土料理等の積極的な導入

◆本県の伝統的な食文化について、子どもが早い段階から関心と理解を抱くことができるよう、給食において郷土料理や伝統料理等の食文化を継承した献立を取り入れ、食に関する指導を行う上での教材として活用されるよう取り組みます。

⑨食文化に関する情報の収集と発信

◆本県の食文化やその普及啓発に係る事例・手法を収集・発信し、食文化の継承に向けた気運の醸成を図ります。

◆イベントやシンポジウム等において、本県の伝統ある食文化、地域の郷土料理や伝統料理、食材等の紹介や体験を盛り込み、多くの県民がこれらに触れる機会を提供します。

◆主食・主菜・副菜のそろう栄養バランスに優れた日本型食生活について、健康への寄与等に関する情報を発信します。

トピック　食事のマナーは、感謝の気持ちを表す行為です

食事のマナーとは、「お椀を手に持つ」、「迷い箸をしない」、「食卓に肘をついて食べない」など、日常の食事の際の作法や、食事のあいさつである「いただきます」や「ごちそうさま」など、料理を作ってくれた人や自然の恵みへの感謝などの気持ちの表現等も含まれます。

食事のマナーを守って食べることで、一緒に食べる相手や同じ部屋にいる人も気持ちよく過ごすことができます。また、食事の際の姿勢が悪いと、食べ物の通り道が狭くなり、消化しにくくなるなど、自分の健康ためにも必要です。

参考：文部科学省「小学生用食育教材 たのしい食事つながる食育」

＜施策の方向性＞

(4)消費者と生産者等との交流を通じた地産地消の推進

農林漁業体験や生産者との交流等の食育の取り組みを通じて、農林漁業に対する関心や理解、さらには、食生活が自然の恩恵の上に成り立ち、食に関する人々の様々な活動に支えられていることの理解を深めます。

また、地域の農林漁業や地場産物への関心と理解を深めることで、地産地消を推進します。

＜具体的な取り組み内容＞

⑩子どもを中心とした農林漁業体験活動の促進

◆食の体験活動を通じて、健康的で、地域に根ざし、環境にも配慮した食生活に関する知識の習得や、食べ物を大切にする意識の醸成を図ります。

◆子どもを中心として、農林水産物の生産における様々な体験の機会を拡大するため、農林漁業者・関係団体による、情報提供の強化、受入体制の整備等に努めます。

⑪消費者と生産者の交流の促進

◆消費者と生産者の交流を促進するため、各種広報媒体やイベント等を通じた消費者への農山漁村の情報提供や農山漁村での受入体制の整備等を推進します。

⑫食品関連事業者等による地産地消の促進

◆製造･加工、流通･販売、外食など食品関連事業者は、消費者との接点が多いことから、職場体験や施設見学等の交流・体験の機会の提供に努めるほか、県産食材を用いた商品の開発、より健康に配慮したメニューの提供、食の創意工夫や衛生管理をはじめとした情報の提供等についても、食育推進の観点から、積極的に取り組むよう努めます。

⑬地場産物や環境に配慮した農業に関する情報提供と利用促進

◆食と農林漁業の理解促進を図るため、広く地場産物の情報を発信するとともに、生産者をはじめ流通関係者､食品事業者など関係者と連携し地場産物の利用を促進します。

◆化学肥料や農薬の使用量を削減するなど環境に配慮した農業の紹介を通じて、農業に対する県民の理解促進を図るとともに、食の体験活動や講義を通じて、環境に配慮した持続可能な食料生産に関する知識の習得や、その消費への意識の醸成を図ります。

トピック　地産地消を推進するメリットとは？

「地産地消」とは、地域で生産されたものを、地域で消費することを意味します。地域のニーズに即した生産活動と、生産された食材を消費するという活動を通じて、生産者も消費者も元気になる取り組みです。

農林水産物の地産地消を推進することで、消費者は、生産者の顔が見える安心・安全な食材を手に入れることがで、生産者と消費者の距離が近づくことで、輸送に係るCO_2の削減など環境保全にもつながるといったメリットが挙げられることから、石川県でも地産地消の取り組みを推進しています。

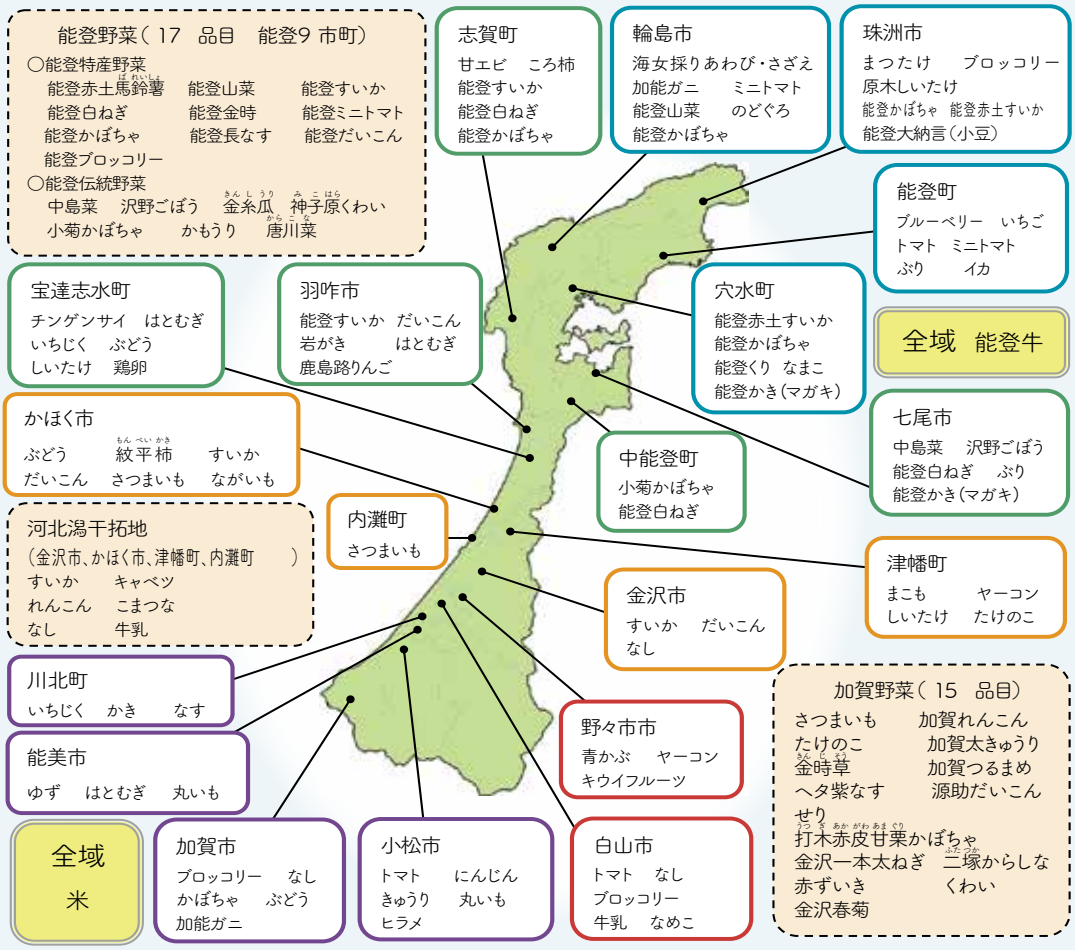

参考：石川県生産流通課「いしかわの地産地消」

トピック　郷土料理を継承していく理由とは？

郷土料理は、地域独特の風土や食材、歴史、文化などに育まれ、受け継がれてきたその地域固有の料理であり、石川県には、治部煮や押しずし、ぶり大根など多くの郷土料理があります。

その継承は、食生活の文化的な豊かさを将来にわたって支えるとともに、地域活性化に貢献することが期待されます。

うちの郷土料理　検索

治部煮

押しずし

ぶり大根

めった汁

参考：文化庁ウェブサイト　　写真出典：農林水産省webサイト

目的3　県民一人ひとりが、健全な食生活を実践する力を身につける

＜施策の方向性＞

(5)個人が取り組む食育の推進

健康づくりや生活習慣病の発症・重症化予防を推進することにより、健康寿命の延伸を実現するとともに、子どもから高齢者まで全ての県民が健やかで心豊かに生活できる活力ある社会を実現することは優先的に取り組むべき課題の一つです。県民一人ひとりが食に対する正しい知識を持ち、食品の選び方等の判断力を備え、健全な食生活を実践できるよう、食育を推進します。

＜具体的な取り組み内容＞

⑭若い世代に対する食育の推進 重点課題

◆若い世代が食に関する理解や関心を深め、その重要性を理解し、望ましい食習慣を定着できるよう効果的な取り組みを強化します。

◆若い世代が食育に関心を持てるよう、インターネット動画配信など効果的な情報提供を行います。

トピック　大学生・短期大学生による高校生への食育授業

若い世代は、食の自立期にある一方で、食について無関心であることが多く、朝食の欠食率の高さや食事の栄養バランスが整っていないことが問題となっています。

このため、食の自立を迎える前の高校生に対して、栄養学を学び専門知識のある大学生・短期大学生が、自らの経験を活かした食育授業を行い、高校生が食を自らの問題としてとらえ、食に関する意識の向上と正しい食生活の実践につなげられることを目的とした取組を行っています。

⑮健康寿命の延伸につながる食育の推進 重点課題

◆科学的知見に基づいて食生活の改善に必要な情報を発信するなど、県民一人ひとりが食を通じて生活習慣病等の予防に関する知識を習得し、健全な食生活を実践できるよう支援します。特に、健康寿命の延伸につながる減塩や野菜の摂取等の推進やメタボリックシンドローム、肥満・やせ、低栄養の予防や改善のための取り組みを推進します。

◆健康寿命の延伸につながる健全な食生活を実践するためには、生涯にわたり歯と口腔の健康を保持・増進することが重要であることから、ライフステージに応じた食べ方の支援等、歯科保健分野からの食育を推進します。

⑯高齢者に対する食育の推進

◆加齢に伴う食欲や口腔機能の低下により低栄養状態になることで、身体機能や認知機能の低下を引き起こし、フレイル（心身が衰えた状態）を招く可能性があるため、これらの予防に配慮した取り組みを促進します。

◆高齢者の孤食に対応するため、他の世代との交流を含めた地域ぐるみの様々な取り組みを促進します。

トピック　フレイル予防のためには？

フレイルとは、加齢に伴い、体や心のはたらきが弱くなるなどの状態をいいますが、早めに気づいて適切に取り組むことで予防することができます。

フレイルを予防するためには、体を動かすことや人と関わりを持ち続けることに加え、栄養をしっかりと摂ることが重要です。体を動かすためにも、まず必要な栄養を摂って体をつくることが必要です。

高齢者の食事のポイントは、低下する筋力を補うために、たんぱく質を十分に摂ることです。加齢に伴い噛む力が衰えたり唾液が少なくなったりすると、肉類や魚介類などたんぱく質を多く含む食品を敬遠しがちですが、普段の食事に豆腐や卵などたんぱく質が多いメニューを１品加えたり、ヨーグルトなどを間食としてとるなど、日頃から意識することが大切です。料理が大変な場合は、市販の総菜や缶詰、レトルト食品、バランスの整った弁当などを活用することもコツです。

また、しっかりと食事をするためには、歯や口を健康に保つことが必要ですので、日頃の歯磨きなどのケアのほか、定期的にかかりつけ歯科を受診することも大切です。

栄養を摂ることを意識して、元気で自立した日々を過ごせるようにしましょう。

参考：厚生労働省「食べて元気にフレイル予防」

＜施策の方向性＞

(6)食育を支える地域環境づくり

県民一人ひとりが食育の意義や必要性等を理解し、自発的に健全な食生活を実践するため、ボランティアを含めた関係者間の連携のもとに多種多様な食育を推進する環境を整備します。

また、国際的にも問題となっている食品ロスの削減を推進するため、行政、事業者、消費者等の様々な関係者がそれぞれの立場において主体的にこの課題に取り組み、社会全体で食べ物を無駄にしないという意識の醸成とその定着を図ります。

＜具体的な取り組み内容＞

⑰ボランティア等の育成・活動の推進

◆食育の推進は、県民一人ひとりの食生活に直接関わる取り組みであり、これを県民に適切に浸透させていくためには、地方公共団体による取り組みだけでなく、県民の生活に密着した活動を行っているボランティアの役割が重要であることから、その取り組みの活性化がなされるよう環境の整備を図ります。

⑱各種団体等の連携・協力体制の推進

◆行政と各種団体やボランティア等が密接に連携・協力しつつ一体となって食育、地産地消を推進することができるよう、連携・協力体制の構築等を推進します。

◆地域における自発的な食育推進活動を促進するため、「いしかわ食育コーディネーター」と協力し、関係団体が連携して取り組む「地域版食育推進計画」と、子どもを対象とした計画に積極的に参画する「子ども食育応援団」の認定、「いしかわ食育手伝い隊」の登録を促進します。

トピック　地域で食育に取り組もう！
～石川県は地域で自発的に取り組む食育を推進しています～

県では、地域における食育推進活動を促進するため、下記のような取り組みを推進しています。

【地域版食育推進計画】

「地域版食育推進計画」とは、町内会や公民館、ＰＴＡ等の各種団体・機関等が、地域に応じた食育の具体的な目標や活動内容を定め地域で食育を実践する活動をいいます。県に申請し認定されると、活動を県ホームページで紹介され、最初の２年間は支援金が助成されます。

平成１９年度から令和３年度までに、１２９団体が認定されました。

〈目　　標〉計画を策定する各種団体・機関等は、以下の４つのねらいのうち、１項目以上を選び計画の目標とします。

・食を通じた地域のつながりを深める　・家庭における食育につなげる
・地域の郷土料理や食文化を継承する　・地場産業の振興を図る

〈活動内容例〉・地域の野菜等の栽培、収穫、加工品づくりや料理つくりを体験する
・栄養バランスを考えた食事を実践する
・郷土料理や行事食を継承する場を設け次世代につなげるようにする
・食品ロスを減らす取組みをする

【子ども食育応援団】

「地域版食育推進計画」の取組に協力する事業者・団体のうち、特に子どもに対する食育活動を支援する団体を、「子ども食育応援団」として認定しています。

【いしかわ食育コーディネーター】

「地域版食育推進計画」を、より多くの県民が作成し取り組めるように、食育の多様な分野の知識を持ち、草の根活動的に支援を行うボランティアです。

【いしかわ食育手伝い隊】

地域での食育活動をお手伝いする事業者等※及び個人のボランティアです。協力内容は、「田畑の提供や栽培、収穫体験」、「調理体験のお手伝い」や「食育講座の講師」など様々です。

※事業者等とは、生産や加工、流通及び調理など幅広い分野の事業者や関係団体等をいいます。

（令和元年度認定）

団体名　和倉放課後児童クラブ（七尾市）

私たちの目標　食の体験を通して、家庭の食育の実践とその支援を目的とし、友達や地域の方々と協力し合って調理し、食事を楽しむことを学ぶ。

私たちの主な取組　自分たちの住む地域の収穫物や調理を学び、地域の伝統食も体験して食の楽しみを体験する。

９月２１日	栄養を考えながら作る料理
１１月１６日	地域の産物を使った料理
１２月２１日	伝統料理のお話と料理（お正月について）
１月１８日	伝統料理のお話と料理（節分について）
２月１５日	味噌づくり

栄養週間で栄養のお勉強！いっぱいお土産もいただきました！

子供達はデザートを担当！地域の方と一緒に調理して美味しい昼ご飯を作り、みんなで食べることで楽しい時間を過ごしていますよ(^^)♪

～代表者からのメッセージ～

食育を通じて地域の人たちとの豊かな人間関係を築くと共に、食を楽しむ体験をすることで健康な心と身体を作ることができると信じています。
次年度からは野菜の苗植え、水やり、収穫などの様々な体験をすることで食への関心がより一層深まり食べることの喜びを感じてもらいたいです。
地域の方々と共に豊かな食育体験をできるようにしたいと思っています。

★団体データ
名称　和倉放課後児童クラブ
所在地　七尾市和倉町３部24番地
TEL　0767-62-3360
計画期間　令和元年８月１日～令和４年３月３１日
★参加する住民など
和倉放課後児童クラブ　学童
★子ども食育応援団
和倉ダンジーズ
のんびりクッキング

5

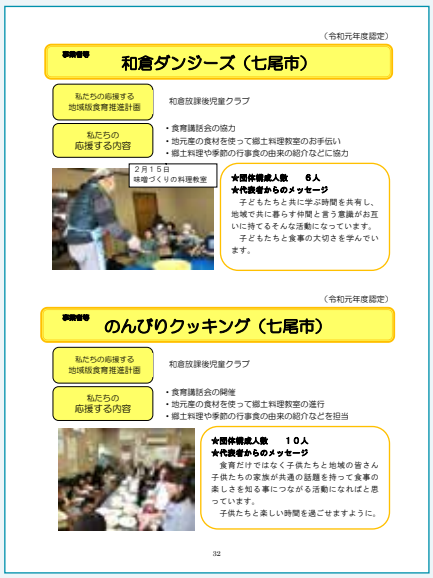
（令和元年度認定）

団体名　和倉ダンジーズ（七尾市）

私たちの応援する地域版食育推進計画　和倉放課後児童クラブ

私たちの応援する内容
・食育講話会の協力
・地元産の食材を使って郷土料理教室のお手伝い
・郷土料理や季節の行事食の由来の紹介などに協力

２月１５日
味噌づくりの料理教室

★団体構成人数　６人
★代表者からのメッセージ
子どもたちと共に学ぶ時間を共有し、地域で共に暮らす仲間と言う意識がお互いに持てるそんな活動になっています。
子どもたちと食事の大切さを学んでいます。

（令和元年度認定）

団体名　のんびりクッキング（七尾市）

私たちの応援する地域版食育推進計画　和倉放課後児童クラブ

私たちの応援する内容
・食育講話会の開催
・地元産の食材を使って郷土料理教室の運行
・郷土料理や季節の行事食の由来の紹介などを担当

★団体構成人数　１０人
★代表者からのメッセージ
食育だけではなく子供たちと地域の皆さん子供たちの家族が共通の話題を持って食事の楽しさを知る事につながる活動になればと思っています。
子供たちと楽しい時間を過ごせますように。

32

事例
【地域版食育推進計画】
和倉放課後児童クラブ

【子ども食育応援団】
和倉ダンジーズ
のんびりクッキング

地域における食育の推進　検索

⑲食育の推進に関する情報提供

◆広く県民が食育に関する関心と理解を深めるとともに、食育に関する施策、基本計画の推進状況、地方公共団体における取り組み状況等必要な情報を容易に入手できるよう、総合的な情報提供を行います。

◆毎年６月を「食育月間」、毎月１９日を「食育の日」と定め、食育推進運動を重点的かつ効果的に実施すると共に、様々な機会をとらえて広報啓発活動を実施します。

◆食品の安全性や食品表示について、県民が様々な知識を習得し理解を深めることができるよう、パンフレットやホームページ・ＳＮＳ等を通じ、分かりやすい形で情報を提供します。

◆大規模災害等に備え、家庭においても食料や飲料水を備蓄しておくことが重要なことから、県民に対し、ローリングストック法による食料品備蓄を促すための情報を発信するなど、災害時に備えた食育を推進します。

トピック　HACCP（ハサップ）をご存じですか？～家庭でできるHACCPを紹介～

令和３年６月からは原則、全ての食品等事業者にＨＡＣＣＰに沿った衛生管理が求められています。ＨＡＣＣＰとは、食品の原材料の入手から製品の出荷までのすべての工程において、予測される危害の発生を未然に防止するための衛生管理手法です。

具体的には、事業者ごとに衛生管理計画（保存温度など）を定め、実施し記録・保存し、安全で安心な製品を消費者に届けられるようにしています。

ＨＡＣＣＰは家庭における食中毒予防にも大変効果的です。家庭における６つのポイントを情報誌にまとめましたので、ぜひご覧ください。

参考：フードコミュニティーいしかわ第２９号（石川県食品安全対策室）

フードコミュニティーいしかわ　検索

トピック　災害時に備えた備蓄のポイント

発災直後は、支援物資が届くまで時間を要することを想定し、最低３日分（できれば一週間分）の水、主食・主菜・副菜となる食料品などの備蓄を推奨しています。

また、家族構成（乳幼児、高齢者、アレルギー、慢性疾患等）にも配慮した食品を備えておくことが大切です。

＜ローリングストック法とは？＞

普段から、ちょっと多めに食材を買い置きし、食べた分だけ買い足す方法のことです。

この方法は、非常食の消費期限が切れて廃棄することは少なく、また災害時でも普段から食べ慣れている食事をとることができます。

備えて安心！いしかわ防災キャンペーン　検索

⑳職場における食育の推進

◆地域保健と職域保健が連携し、社員食堂でのヘルシーメニューの提供や栄養成分表示による情報提供等を行うなど、健全な食生活を実践しやすい食環境づくりを推進します。

㉑食品ロス削減の推進 重点課題

◆県、市町、食品関連事業者、消費者等の様々な関係者が連携し、食品の製造から消費に至る一連の食品供給の工程全体において、食品ロス削減の推進に努めます。

◆県民自らが食品ロスの削減を意識した消費行動等を実践するための取り組みを推進します。

㉒多様な暮らしに対応した食育の推進

◆単独世帯や貧困の状況にある子どもに対する支援が重要になる等、家庭生活の状況が多様化していることから、地域や関係団体が連携・協働を図りつつ、県民が充実した食生活を実現できるよう、子ども食堂や子ども宅食など、地域における共食の場づくり等の環境整備に努めます。

㉓デジタル技術を活用した食育の推進 重点課題

◆栄養学等を専攻する学生による高校生向けのオンライン食育授業や動画配信、若者の関心事を切り口とした食の情報発信など、デジタル技術を活用した取り組みを通じ、若者の食への関心を高め、食行動の改善を図ります。

◆食育に関する情報を一元化して効果的に発信するとともに、料理レシピサイトへのヘルシーメニュー掲載や食の安心・安全などの役立つ情報を定期的に発信します。

トピック　デジタル技術の活用について

デジタル技術の推進により、食に関するイベントに出向かなくても自宅から参加できたり、都合の良い時間に情報を得たりすることができるようになっています。

一方、インターネットに接続できない環境や、対応が困難な県民など、オンラインによる参加等が難しい場合もあり、十分に配慮する必要があります。また、デジタル技術のみでは対応が不十分な体験型の取り組みもあります。

デジタル技術の特徴を踏まえ、取り組み内容の目的や対象者に合わせ、活用していくことが大切です。

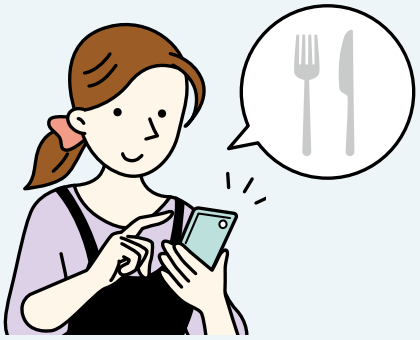

3 計画の数値目標

食育を県民運動として推進するためには、多くの関係者の理解のもと、共通の目標を掲げ、その達成を目指して協力して取り組むことが重要です。また、その成果や達成度を客観的に把握できるようにすることが必要です。

このため、本計画において、主要な項目について目標値を設定することとし、その達成が図られるよう計画に基づき取り組みを推進するものとします。

計画全体の目標

具体的な目標	現状値（令和2年度）	目標値（令和7年度）	数値把握方法
食育に関心を持っている県民を増やす			
①食育に関心を持っている県民の割合	79.2％	90％以上	食育に関する県民意識調査

施策の方向性別の目標

(1) 家庭における食育の推進

具体的な目標	現状値（令和2年度）	目標値（令和7年度）	数値把握方法
栄養バランスに配慮した食生活を実践する県民を増やす			
②主食・主菜・副菜を組み合わせた食事を１日２回以上ほぼ毎日食べている県民の割合	51.6%	65%以上	食育に関する県民意識調査
③主食・主菜・副菜を組み合わせた食事を１日２回以上ほぼ毎日食べている若い世代の割合	37.9%	55%以上	
朝食又は夕食を家族と一緒に食べる「共食」の回数を増やす			
④朝食又は夕食を家族と一緒に食べる「共食」の割合	－	70%以上	食育に関する県民意識調査
朝食を欠食する県民を減らす			
⑤朝食を欠食する子どもの割合	4.6%（R1）	0%	全国学力・学習状況調査
⑥朝食を欠食する若い世代の割合	12 .4%	8%以下	食育に関する県民意識調査

注）若い世代：20～30代

(2)保育所、認定こども園、幼稚園、学校等における食育の推進

具体的な目標	現状値（令和2年度）	目標値（令和7年度）	数値把握方法
体験型食育に積極的に取り組む保育所等を増やす			
⑦食育の計画を評価している保育所等の割合	75 .8%	増加	保育所・認定こども園における食育に関する調査
⑧体験型食育を実施している保育所等の割合	93.2%（R1）	増加	
学校給食における地場産物を活用した取り組み等を増やす			
⑨栄養教諭による地場産物に係る食に関する指導の平均取り組み回数	－	月12回以上	栄養教諭活動状況調査

(3) 石川の伝統的な食文化の継承

具体的な目標	現状値（令和2年度）	目標値（令和7年度）	数値把握方法
地域や家庭で受け継がれてきた伝統的な料理を食べている県民を増やす			
⑩地域や家庭で受け継がれてきた伝統的な料理を食べている県民の割合	73.0%	80%以上	食育に関する県民意識調査
⑪地域や家庭で受け継がれてきた伝統的な料理を食べている若い世代の割合	63.7％	70％以上	

(4)消費者と生産者等との交流を通じた地産地消の推進

具体的な目標	現状値（令和2年度）	目標値（令和7年度）	数値把握方法
農林漁業体験を経験した県民を増やす			
⑫いしかわ田んぼの学校推進プロジェクト事業への延べ参加児童数	60,939人	90,000人以上	事業参加人数
⑬いしかわ耕稼塾「いしかわの農業学ぼうコース」延べ参加者数	1,969人	2,800人以上	
産地や生産者を意識して県産の農林水産物・食品を選ぶ県民を増やす			
⑭産地や生産者を意識して県産の農林水産物・食品を選ぶ県民の割合	－	80%以上	食育に関する県民意識調査

注）⑫、⑬：現状値は平成23～令和2年度の延べ人数、目標値は平成23～令和7年度の延べ人数

(5)個人が取り組む食育の推進

具体的な目標	現状値（令和2年度）	目標値（令和7年度）	数値把握方法
生活習慣病の予防や改善のために、ふだんから適正体重の維持や減塩等に気をつけた食生活を実践する県民を増やす			
⑮生活習慣病の予防や改善のために、ふだんから適正体重の維持や減塩等に気をつけている県民の割合	77.7%	85%以上	食育に関する県民意識調査
⑯１日当たりの食塩摂取量の平均値	11.1ｇ（H28）	8ｇ未満	県民栄養調査
⑰１日当たりの野菜摂取量の平均値	316.4ｇ（H28）	350g以上	
ゆっくりよく噛んで食べる県民を増やす			
⑱ゆっくりよく噛んで食べる県民の割合	52.6%（R1）	増加	県民健康調査

注）⑱：２０歳以上

(6)食育を支える地域環境づくり

具体的な目標	現状値（令和2年度）	目標値（令和7年度）	数値把握方法
食育の推進に関わるボランティアの数を増やす			
⑲食育の推進に関わるボランティア団体等において活動している県民の数	7,272人	増加	食育推進計画等に関する調査等
食品の安全性について基礎的な知識を持っている県民を増やす			
⑳食品の安全性に関する基礎的な知識を持っている県民の割合	72.3%	85%以上	食育に関する県民意識調査
㉑食品の安全性に関する基礎的な知識を持っている若い世代の割合	61.8%	80%以上	
食品ロス削減のために何らかの行動をしている県民を増やす			
㉒食品ロス削減のために何らかの行動をしている県民の割合	86.2％	増加	食育に関する県民意識調査

注１）食品の安全性に関する知識：
賞味期限や消費期限、原産地、アレルギー物質などの表示の理解や、食中毒を予防する３原則（菌を付けない、増やさない、やっつける）、健康食品の正しい知識や選び方等

注２）食品ロス削減のための行動例：
残さず食べる、日頃から冷凍庫内の食材の種類・量・期限表示を確認する、冷凍保存を活用する等

第５章　計画の推進体制

1　推進体制

●「いしかわ食育推進委員会設置要綱」に基づき、学識経験者、食関連団体などから構成する「いしかわ食育推進委員会」において、計画の進捗状況の把握や評価及び見直しを行います。

●「いしかわ食育推進庁内連絡会議」により、庁内の関係部局の連携を図りながら、食育に関する施策を積極的に推進します。

●県民にとってより身近な市町における取り組みを一層推進します。

2　各主体の役割

(1)県

●本計画に基づき、県内の食をめぐる課題に適切に対応して、庁内の関係部局が連携を図って各種の施策を展開することにより、食育を強力に推進します。

●県内の食に関する調査を行い、状況を適切に把握するとともに、その成果を速やかに公表し、県内の食育事業に活用します。

●各種媒体やイベントなどの機会を活用し、県民に対し食育の理解・実践の向上について啓発を行います。

●県内の事業者や団体による自主的な食育活動が円滑かつ効果的に実施されるよう、専門家の派遣、情報の提供などの支援を適切に行います。

(2)市町

●市町食育推進計画に基づき、関係団体等との協力・連携を図り、管内における食育推進事業を主体的に推進するものとします。

●市町において定期的な会議の場を設ける等、農林水産担当部局、教育委員会等の関係課が連携・協力を図る体制を整備し、総合的かつ計画的な食育の推進に努めるものとします。

(3)家庭

●県民は、本計画に基づいて実施される各種の食育活動に積極的に参加することにより、食育の意義や必要性について理解を深め、家庭においてその実践に努めるものとします。

(4)保育所、認定こども園、幼稚園、学校等

●地域の食関連の事業者・団体と連携し、子どもに対する食育を積極的に実施するとともに、家庭との連携が図れるよう、保護者に対しても適切に働きかけを行うものとします。

(5) 関係団体、農林漁業者、食品関連事業者、食関係のボランティア等

●食の大切さを再認識できるよう、県民に対し、食に関する情報や体験の機会を積極的に提供し、家庭で適切に食育が行われるよう支援に努めるものとします。

●保育所、認定こども園、幼稚園、学校等が行う食育の内容を充実させるため、食に関する情報や体験の機会を積極的に提供し、支援に努めるものとします。

●食生活は、地域で育まれてきた食文化を反映するとともに、個人の自由な判断と選択に委ねられるものであることから、身近な地域で自発的に取り組みが行われることが大切であり、関係者が地域の実情に即して計画的に食育の実践に努めるものとします。

参考資料

1 各ライフステージにおける特徴と目標

ライフステージ		妊娠(胎児)期	乳・幼児期	学童・思春期	成人期	高齢期
特　徴		・妊婦の健康と胎児の発育のために大切な時期	・心身ともに著しく成長する時期 ・生活習慣の基礎作りが始まる ・家族や保育者とのかかわりが重要	・学童期後半から、身長・体重が急激に発育し、体形など男女差が現れる ・生活習慣が確立 ・家族等周囲の大人とのかかわりが重要	・一人暮らし、就職、結婚、育児など、生活習慣の大きな変化が起きやすい ・自立した生活を送る時期 ・生涯の健康づくりを見据えた健全な生活習慣の維持、生活習慣病予防が重要	・引き続き、生活習慣病の発症と重症化の予防 ・加齢に伴い、身体活動が低下しやすい ・消化吸収や口腔機能の低下から、食事が偏りがちで、低栄養予防に注意が必要
目　標		・自分自身や家族の食事を見直し、これからの子育てにおける望ましい生活習慣の基盤作りを始める	・食習慣の基礎を身に付ける ・食べる楽しさや食への興味、意欲を育む	・学習や体験を通じて、食に関する正しい知識を身に付け、望ましい食習慣を実践する力を育てる ・成人期以降の健康状態に影響することを理解する	・食に関する知識や技術を身に付け、健全な食生活を自己管理する力を高める ・多忙でもできるだけ適切な食習慣を実践する ・健診を受け、健康状態を振り返り、生活習慣病の予防を図る	・健康状態に応じた食生活を実践し、健康を維持する ・食の知識や食文化を次世代に伝える
生活の場	家庭	妊娠前からはじめる妊産婦のための食生活指針	・規則正しい生活リズムを身に付ける ・離乳食、幼児食など、発育発達に応じた食事をする ・家族と一緒に食を楽しみ、あいさつや食事のマナーを身に付ける ・様々な食体験を広げる	・早寝早起き朝ごはんの実践 ・家族と一緒に食を楽しみ、あいさつや食事のマナーを身に付ける ・様々な食体験を広げる ・朝食や食事の組合せ等、実践につながる知識や技術を身に付ける ・食べ物や自然を大切にする気持ち、食に関わる人への感謝の気持ちを育てる	・食の知識を食生活にいかし、健康管理に努める ・生活習慣病予防のための食生活の実践 ・子どもの食育を担う	・フレイル・低栄養予防の食事、健康状態に応じた食生活の実践 ・家族等との食事やコミュニケーションを楽しむ
	保育所・学校等					
	職場等				・生活習慣の変化に応じた、正しく食を選ぶ力、調理する力を身に付ける ・健康診断を受け、健康状態を振り返る	
	地域等			・地域の食材や食文化に関心を高める	・地場産物や旬の食事をいかした食事、郷土料理や伝統料理などに取り組み、次世代に伝える	・友人や地域の人と積極的に関わり、食を通した豊かな食生活を楽しむ ・これまで培った食の知識や食文化を次世代に伝える
参考（具体的な取り組み内容）		P25 ①	P25 ②③			
			P27④⑤⑥、P28⑧、P29⑩			
				P31⑭	P36⑳	P32⑯
					P32⑮、P33⑰⑱	
		P28⑦⑨、P29⑪⑫⑬、P35⑲、P36㉑㉒㉓				

参考：農林水産省「食育ガイド」、厚生労働省「楽しく食べる子どもに～食からはじまる健やかガイド～」「妊娠前からはじめる妊産婦のための食生活指針」

2 県の食育の主な取り組み（令和3年度）

目的1 未来を担う子どもの健全な身体を培い、豊かな心を育む

（1）家庭における食育の推進

※令和4年3月現在

施策の方向性	主な取り組み（令和3年度）	関連するWEB※	担当部署
① 妊娠前からはじめる妊産婦の食育の推進	・妊婦教室等における保健指導、栄養指導を行います。		少子化対策監室（市町）
	・いしかわプレ妊活健診の実施 妊娠前からの食を含めた健康管理を推進するため、将来子どもを望ご夫婦への健康教育について取り組みます。		少子化対策監室
② 食を楽しむ力（知る・育てる・選ぶ・調理する・食べる）の育成	・小学生の食育チャレンジ事業 小学生やその保護者に対して、望ましい食習慣の定着を図ることを目的として、啓発教材（食育ブック・チャレンジシート）を作成・配布します。保護者とともに食育を学び、児童が自分でチャレンジする目標を決め、10日間取り組みます。		少子化対策監室
	・中高生の健全な食生活実践支援事業 中高生向けリーフレットや食育用教材（フードモデル）を活用し、中高生の健全な食生活の実践につながる食育活動を支援します。		少子化対策監室
③ 子どもの基本的な生活習慣の形成【重点】	・未就学児に対する食育の推進 食習慣を確立する時期である幼児期において、望ましい食習慣と生活リズムを身に付けることができるよう保護者向けの食育に関する冊子「子どもの食の困りごとQ&A～すくすく食生活サポートBOOK～」を作成し、家庭での活用を図ります。		少子化対策監室
	・子どもの生活リズム向上推進事業 子どもが家庭で「早寝・早起き・朝ごはん」等、基本的生活習慣を振り返るカードに記録することを通して、生活リズムの向上を図ります。また、生活リズム向上に関する取り組み事例を紹介することにより、子どもの基本的な生活習慣の重要性について啓発を図ります。		生涯学習課
	・食に関する指導の全体計画に基づいた取り組み 学校給食や調理実習等を通じて、食事の準備やマナー等と併せて食文化についての知識を深めるとともに、家庭における食事作りへの参加や実践につながるよう、児童生徒に指導を行います。		保健体育課

参考資料

（2）保育所、認定こども園、幼稚園、学校等における食育の推進

施策の方向性	主な取り組み（令和3年度）	関連するWEB	担当部署
④ 体験型食育の推進	・保育所等における食育の計画の策定及び実践 保育所等において食育の計画を作成し、職員が協力し創意工夫しながら体験型食育を推進します。また、児の発育・発達段階に応じた食育活動や食事提供の一層の推進のための研修会等を開催し、給食担当職員の質の向上を図ります。		少子化対策監室（保育所等）
	・小・中・義務教育学校、特別支援学校における食育の推進 「食に関する指導の手引」を活用した、食に関する指導の全体計画を作成し、計画的に食育を推進します。また、栄養教諭、学校栄養職員等の資質向上のため、学校給食研究大会、栄養教諭等講習会を開催します。		保健体育課
⑤ 地域交流型食育の推進	・いしかわ田んぼの学校推進プロジェクト事業 田んぼ、水路、ため池などを遊びの場とし、農業や農作物への理解促進と環境に対する豊かな感性を持つ子どもを育てるため、小学校教育のなかで地域と密着した体験型の環境教育を実施します。		農業基盤課
⑥ 給食を通した食に関する理解促進	・学校給食調理コンクールの実施 地場産物（県産食材）をテーマとした学校給食調理コンクールを開催し、献立内容の充実を促進します。		保健体育課
	・中学生学校給食献立コンクールの実施 中学生を対象に地場産物（県産食材）をテーマとした学校給食献立コンクールを実施し、学校給食の献立内容の充実を図ります。		保健体育課

目的2 地域の食を次世代に伝え、地域社会の活性化を図る

（3）石川の伝統的な食文化の継承

施策の方向性	主な取り組み（令和3年度）	関連するWEB	担当部署
⑦ 石川の食文化の継承につながる食育の推進 【重点】	・地域版食育推進計画の普及・認定・表彰 地域の町内会などの各種団体・機関等が自ら実践する、郷土色豊かな食育活動を「地域版食育推進計画」として認定します。		少子化対策監室
⑧ 給食での郷土料理等の積極的な導入	・じわもん食の案内人の登録 学校給食や地域活動を通じて、地域の食材を使った郷土料理やその他の料理の技術、食材の知識等を広めている人（団体）を「じわもん食の案内人」として登録し、広く県民へ情報提供することで、県産食材の消費拡大及び地産地消を推進します。		生産流通課
	・食に関する指導の全体計画に基づいた取り組み【再掲】 学校給食を通じて、地域の食文化や産業、生産、流通、消費などについての理解を深めるとともに、教科等の学習や体験活動と関連を図り、郷土料理の歴史やゆかり、食材などを学ぶ取組を推進します。		保健体育課
⑨ 食文化に関する情報の収集と発信	・石川の農林漁業まつり開催事業 いしかわの食文化伝承の観点を盛り込み、石川の農林漁業まつりを開催します。農林水産業をPR（農林水産物の実物展示、各種体験など）し、消費者に対し、農林水産業の役割の理解促進に努めます。毎年10月に開催しています。		農業政策課
	・いしかわの地産地消などホームページによる情報発信 地域で生産されたものを、地域で消費する「地産地消」に関する情報で、県内の旬の食材やそれらを使った代表的な郷土料理、加工食品、飲食店等を紹介しています。		生産流通課

（4）消費者と生産者等との交流を通じた地産地消の推進

施策の方向性	主な取り組み（令和3年度）	関連するWEB	担当部署
⑩ 子どもを中心とした農林漁業体験活動の促進	・いしかわ農村ボランティア「親子体験ツアー」の実施 農村において、農業者とともに農作業を体験することにより、次代を担う子ども達が本県の農林業や農村について理解を深めることを目的に、通常18歳以上を対象としている「いしかわ農村ボランティア」の一環として、「親子体験ツアー」を開催しています。		里山振興室
	・いしかわ耕稼塾「いしかわの農業学ぼうコース」 農業に興味がある親子、農業を理解しようとする県民を対象に、農作物の種まきから収穫までの様々な農作業体験実施し、農業への関心と理解を深めてもらいます。		農業政策課
	・魚市場の「セリ見学ツアー」の実施 県産水産物の魅力発信を目的に、石川県漁協と連携し、小学生以上を対象として、通常立ち入ることのできない魚市場で、漁船からの新鮮な魚介類の水揚げ風景や、臨場感あふれるセリの見学体験を行っています。		水産課
⑪ 消費者と生産者の交流の促進	・いしかわ農村ボランティア窓口の設置 農村でボランティアをする県民や企業、大学生を「農村役立ち隊」、ボランティアの受入を希望する集落を「受け入れ隊」として登録し、「農村役立ち隊」と「受け入れ隊」との協働活動を通じて、元気な里山づくりを推進しています。		里山振興室
⑫ 食品関連事業者等による地産地消の推進	・食品関連事業者の新商品開発および情報発信の支援 少量だが種類豊富な県産食材や、発酵食品をはじめとする加工技術の蓄積といった、本県食品産業が持つ強みを活用した商品開発を支援するとともに、各種展示会やイベントへの出展を通じたPRの取り組みを支援します。		産業政策課
	・地産地消を推進する小売店・飲食店の認定・登録 地産地消に取り組む店舗を、「地産地消推進協力店」（小売店）として認定、あるいは「いしかわ『旬の地場もの』もてなし運動協力店」（飲食店）として登録し、県ホームページで情報発信することで、県産食材の消費拡大を図ります。		生産流通課 ←地産地消推進協力店 ←いしかわ「旬の地場もの」もてなし運動協力店
⑬ 地場産物や環境に配慮した農業に関する情報提供と利用促進	・地産地消サポートデスクの設置 農林水産物の地産地消に関するあらゆる相談にワンストップで対応するとともに、県内の販路開拓に意欲的な生産者の情報収集・発信を行います。		生産流通課
	・石川県ふるさと食品認証制度 県内で製造された加工食品で「主な原材料を県産農林水産物としたもの」、又は「古くから受け継がれてきた伝統的な技術によるもの」の中で、その品質や表示について一定基準に適合していることを県が認証する制度です。		生産流通課

参考資料

目的3　県民一人ひとりが、健全な食生活を実践する力を身につける

(5)個人が取り組む食育の推進

施策の方向性	主な取り組み(令和3年度)	関連するWEB	担当部署
⑭ 若い世代に対する食育の推進 【重点】	・大学生・短期大学生による高校生への食育授業の実施 専門知識のある大学生・短期大学生が、自らの経験を生かし、高校生等を対象に食育に関する授業を実施します。		少子化対策監室
⑮ 健康寿命の延伸につながる食育の推進 【重点】	・いしかわヘルシー＆デリシャスメニュー普及事業 生活習慣病予防に欠かせない適切な食生活が送れるよう、カロリーと塩分を控えめにしつつ、野菜はしっかり摂れる「いしかわヘルシー＆デリシャスメニュー」を全ての食事の機会へ普及します。		健康推進課
	・「健康づくり応援の店」推進事業 県民の健康づくりを食生活の面から支援するとともに、適切な健康情報を提供するために、健康づくりのためのさまざまなサービスやヘルシーメニューの提供などを行う飲食店等を「健康づくり応援の店」に認定します。		健康推進課
	・歯と口腔の健康づくり支援事業 子どものむし歯予防や成人期の歯周病予防など、ライフステージに応じた歯と口腔の健康づくりを推進します。		健康推進課
	・歯科口腔保健人材育成事業 県民の歯科口腔保健の向上を担う人材や高齢期の口腔機能向上を担う人材に対する研修を行い、広く歯と口腔の健康づくりを推進します。		健康推進課
⑯ 高齢者に対する食育の推進	・介護予防事業担当者研修 市町・地域包括支援センター職員等を対象に、口腔と栄養等をテーマにした介護予防に関する研修を開催		長寿社会課
	・高齢者の通いの場に対する支援(地域支援事業) 市町介護予防担当課において、住民主体である通いの場の充実や、活動の継続に向けた支援を実施		長寿社会課 (市町)
	・低栄養・フレイル予防に関する相談、情報提供 市町健康増進担当課、地域包括支援センターにおいて、栄養相談・栄養教室等を実施		長寿社会課 (市町)

（6）食育を支える地域環境づくり

施策の方向性	主な取り組み（令和3年度）	関連するWEB	担当部署
⑰ ボランティア等の育成・活動の推進	・食生活改善推進員の活動支援 研修会や料理教室等の開催により、地域の食生活改善普及活動を行う「食生活改善推進員」の活動を支援します。		健康推進課 （保健福祉センター・市町）
	・地域版食育推進計画の普及・認定・表彰【再掲】 地域の町内会や公民館などの各種団体・機関等が自ら実践する、郷土色豊かな食育活動を「地域版食育推進計画」として認定し、活動を支援します。		少子化対策監室
	・いしかわ食育コーディネーターの活動支援 地域の町内会や公民館による「地域版食育推進計画」の策定と支援をする「いしかわ食育コーディネーター」の登録を促し、活動を支援します。		少子化対策監室 （保健福祉センター・市町）
⑱ 各種団体等の連携・協力体制の推進	・いしかわ食育推進委員会、庁内食育関係課担当者連絡会議等の開催 食育関係団体で構成する「いしかわ食育推進委員会」において、団体間の連携を促進し、計画の進捗状況の把握や評価及び見直しを行います。また、庁内連絡会議により、関係部局が連携を図りながら、食育に関する施策を積極的に推進します。		少子化対策監室
⑲ 食育の推進に関する情報提供	・食育の取り組み展示会 6月の食育月間に、県庁19階展望台ロビーにて、全庁的な食育の取り組みを展示し、県民に食育への普及啓発を図ります。		食育関係部署
	・食の安全・安心推進事業 情報誌「フードコミュニティーいしかわ」の発行や意見交換会の開催等、食の安全・安心に向けた取り組みを行い、食品に関するリスクコミュニケーションを推進します。		食品安全対策室
	・消費生活支援センター講座・出前講座 食品等にかかる知識の普及や情報提供を目的に、実験講座等を実施します。		消費生活支援センター （生活安全課）
	・消費生活ミニ実験体験 イベント等の来場者を対象にした実験を通じて、食品等にかかる消費生活知識を習得できるよう支援します。		消費生活支援センター （生活安全課）
	・備えて安心！いしかわ防災キャンペーン 県民の「災害への備え」に対する意識啓発と実践を促すことを目的として、耐震化や地域の災害リスクの把握、食料品の家庭内備蓄の方法などについて普及啓発を図っている。		危機対策課
⑳ 職場における食育の推進	・企業の「健康経営」総合推進事業 健康経営に取り組む企業を拡大し、その取組実践を支援することにより、働く世代の健康づくりを推進します。		健康推進課
	・特定給食施設等における食に関する情報提供 社員食堂などの利用者に対する健康や栄養に関する情報提供の実施等について指導、助言を行います。		健康推進課、 各保健所
	・いしかわヘルシー＆デリシャスメニュー普及事業【再掲】 働く世代の食を通した健康づくりを推進するため、企業の社員食堂で「いしかわヘルシー＆デリシャスメニュー」の基準を満たす食事の提供を支援します。		健康推進課

施策の方向性	主な取り組み（令和3年度）	関連するWEB	担当部署
㉑ 食品ロス削減の推進【重点】	・食品リサイクル及び農産物等循環型社会形成推進知事表彰 食品循環資源利用等に関する取り組みが、特に優れている食品関連事業者等を表彰し、広く県民に紹介することで、さらなる取り組みの推進、普及啓発を図り、循環型社会の形成を推進します。		農業政策課
	・食品ロスの削減に向けた普及啓発 事業者や消費者等の食品ロス削減に関する理解と関心を深めるため、食品ロス削減推進セミナーを開催します。		資源循環推進課
	・美味しいいしかわ食べきり協力店登録制度 食品ロス削減に取り組む飲食店等を「美味しいいしかわ食べきり協力店」として登録し、取組内容等を広く周知します。		資源循環推進課
	・「もったいない市」の開催 食品の製造過程において発生し、通常は商品とならずに廃棄される規格外品を販売し、その売上をフードバンク団体に寄附します。		資源循環推進課
	・「いしかわ版環境ISO」（学校・家庭・地域・事業者）への参加促進 食品ロスの削減は、地球温暖化防止にもつながることから、県民生活のあらゆる場面で、環境保全活動に取り組むことができる本県独自の仕組みである「いしかわ版環境ISO」（学校・家庭・地域・事業者）において、取り組み事例を掲げ、県民に実践を呼びかけます。		温暖化・里山対策室
㉒ 多様な暮らしに対応した食育の推進	・子どもの居場所づくり事業担当者情報交換会の開催 各市町の福祉担当者及び社会福祉協議会担当者に対し、子ども食堂等の活動を推進する事例の紹介など情報提供を行います。		少子化対策監室
	・支援対象児童等見守り強化事業 子ども食堂や子ども宅食を実施する民間団体が定期的な状況把握や支援を実施します。		少子化対策監室 （市町）
㉓ デジタル技術を活用した食育の推進【重点】	・食育に関する情報の一元化と発信 食育に関する情報を一元化し、効果的に発信します。		食育関係部署
	・いしかわヘルシー＆デリシャスメニュー普及事業【再掲】 料理レシピサイトに、「いしかわヘルシー＆デリシャスメニュー」を掲載し、普及します。		健康推進課
	・食の安全・安心推進事業【再掲】 情報誌「フードコミュニティーいしかわ」を、ホームページ掲載に加えSNSにより発信します。		食品安全対策室

3 いしかわ食育推進委員会　構成委員

（令和３年度）

所　　属		職　　名	氏　　名
会　長	金沢学院大学	栄養学部長	川　村　美笑子
副会長	北陸学院大学短期大学部	食物栄養学科長	新　澤　祥　恵
委　員	石川県生活協同組合連合会	理事	安　部　友　美
	石川県ＰＴＡ連合会	副会長	青　木　飛　鳥
	石川県料理学校協会	会長代理	青　木　誠　治
	いしかわ農業振興協議会	副会長	上　木　敏　子
	（一社）金沢市中央市場運営協会	会長	大　西　信　哉
	（福）石川県社会福祉協議会保育部会保育士会	副会長	岡　田　順　子
	（一社）石川県私立幼稚園協会	理事	亀　田　幸　子
	（公社）石川県栄養士会	副会長	北　出　宏　予
	（公社）石川県看護協会	専務理事	小　林　千　鶴
	（公財）いしかわ結婚・子育て支援財団	専務理事	出　村　邦　夫
	（公社）石川県医師会	理事	轟　　千栄子
	石川県小中学校長会	副会長	西　　敏　之
	石川県高等学校長協会	会員	西　野　正　洋
	石川県農業法人協会	会員	濱　田　友　紀
	(特非)消費者支援ネットワークいしかわ	消費者部会委員	林　　貴　江
	石川県食生活改善推進協議会	会長	深　見　正　子
	石川県栄養教諭・学校栄養職員研究会	会長	細　山　紀　子
	（一社）石川県歯科医師会	地域保健委員会委員長	増　田　邦　光
	（公社）石川県調理師会	会長	宮　川　　務
	（公社）石川県食品衛生協会	専務理事兼事務局長	村　田　博　臣
	（公社）石川県薬剤師会	常務理事	村　田　世里子
	石川県婦人団体協議会	理事	本　谷　悦　子
	石川県農業協同組合中央会	組織経営部部長	藪　岸　登志明
	（一社）石川県食品協会	専務理事	吉　田　　繁
	石川県漁業協同組合	常勤監事	米　澤　千鶴子

五十音順、敬称略

４　いしかわ食育推進委員会設置要綱

（設置）
第１条　いしかわ食育推進計画（以下「計画」という。）に基づく食育の取組について、県域の関係団体等の連携・協力を図るとともに、計画の進捗状況の把握や評価、見直しを行うため、「いしかわ食育推進委員会」（以下「委員会」という。）を設置する。

（所掌事項）
第２条　委員会の所掌事項は、県域の関係団体等の連携・協力を図るとともに、計画の進捗状況の把握や評価を行うこととする。

（組織）
第３条　委員会の委員は、別記のとおりとする。
２　委員会に会長及び副会長を置く。
３　会長の選出は、委員の互選によるものとする。
４　会長は、委員会を代表し、会務を総括する。
５　副会長は、会長が委員の中から指名する。会長に事故があるときは、副会長が、その職務を代理する。

（会議）
第４条　委員会の会議は、会長が招集し、会長が議長となる。
２　会長が必要と認めるときは、特定の委員による会議を開くことができる。

（事務局）
第５条　委員会の事務を処理するため、少子化対策監室に事務局を置く。

（雑則）
第６条　この要綱に定めるもののほか、必要な事項については、会長が定める。

（附則）
この要綱は、平成１９年６月１３日から施行する。
この要綱は、平成２３年７月１日から施行する。
この要綱は、令和３年４月２０日から施行する。

表紙の地図は、地域別の石川県産食材を表しています。
詳しくは「いしかわの食材」（石川県生産流通課）をご覧ください。

第４次いしかわ食育推進計画
（令和４年３月）
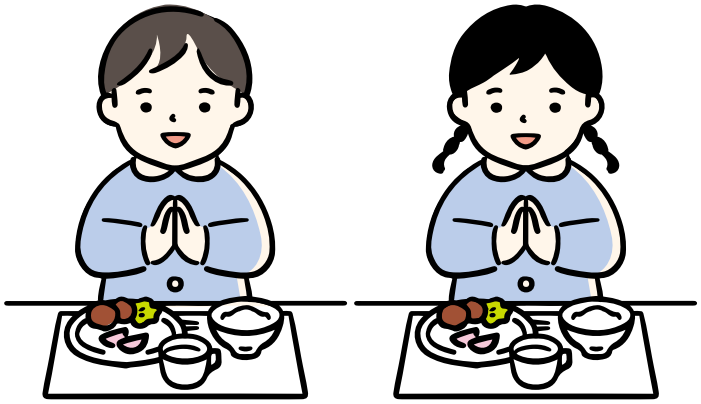
石川県健康福祉部少子化対策監室
〒 920-8580　石川県金沢市鞍月１丁目１番地
電話：076-225-1424　FAX：076-225-1423
E-mail: kosodate@pref.ishikawa.lg.jp